

公共建築工事総合評価落札方式  
適用マニュアル・事例集  
(第1版)

平成19年1月

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会

## はじめに

公共工事の発注における総合評価落札方式の推進については、規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）及び行政効率化推進計画（平成16年6月15日行政効率化推進関係省庁会議決定）において掲げられている。また、公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律13号）第8条第1項に基づく、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）においても、公共工事の発注者は品質の向上に係る技術提案を求めよう努めなければならないこととされている。

このため、建築分野の公共工事においても総合評価落札方式の導入を推進することが必要であり、営繕工事を発注する国家機関の各省各庁が連携して営繕工事にかかる総合評価落札方式の導入促進を検討するため、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会に総合評価落札方式の導入促進検討分科会を設置した。この分科会においては、各省各庁における過去の総合評価落札方式の実施例をもとに、総合評価落札方式の導入促進に資するためのマニュアル及び事例集の検討を行った。

この「公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集（第1版）」は、分科会の成果をとりまとめたものであり、総合評価落札方式の実施手続を様式例とともに解説し、様々な事例を示すことにより、国家機関だけでなく、特殊法人や地方公共団体等への総合評価落札方式の普及促進に資するためのものである。

目次

	頁
I 総合評価落札方式の概要	2
II 総合評価落札方式の実施手順	
1. 手続きの流れ	3
2. 総合評価落札方式適用の検討	4
3. 技術提案の設定	6
(1) 評価項目の設定	
(2) 評価方法の決定	
(3) 加算点の設定	
(4) 評価基準の作成	
4. 競争参加希望者の募集	9
(1) 入札公告の作成	
(2) 入札説明書の作成	
(3) 質問の受付・回答	
5. 落札者の決定	10
(1) 技術提案の審査	
(2) 技術提案採否の通知	
(3) 総合評価の方法	
(4) 落札者の決定	
6. その他の手続き	12
(1) 学識経験者の意見聴取	
(2) 苦情申立の受付・回答	
(3) 契約書の作成	
7. 契約後の措置	14
(1) 評価内容の担保	
(2) 提案内容の変更	

### Ⅲ 実施事例

	頁
実施事例について	. . . . . 15
1. 標準型（一般競争入札の場合）	
入札・契約手続きの流れ	. . . . . 16
様式例－1	. . . . . 17
様式例－2	. . . . . 20
様式例－3	. . . . . 23
様式例－4	. . . . . 50
様式例－5	. . . . . 55
様式例－6	. . . . . 57
様式例－7	. . . . . 58
2. 簡易型（一般競争入札の場合）	
入札・契約手続きの流れ	. . . . . 61
様式例－1	. . . . . 62
様式例－2	. . . . . 63
様式例－3	. . . . . 66
様式例－4	. . . . . 85
様式例－5	. . . . . 87
様式例－6	. . . . . 88
様式例－7	. . . . . 89
Ⅳ 公共建築工事総合評価落札方式適用事例集	. . . . . 91

(留意事項)

このマニュアルは、公共建築工事を発注する際に価格その他の要素が総合的に最も有利な者を選択するための総合評価落札方式の適用において、参考となる手順その他をとりまとめたものであり、特段の注意書きのある部分を除き、このマニュアルの内容の適用の是非は実際の発注工事の内容等に応じて、各発注者の責任において判断する必要がある。なお、会計法の適用を受ける国の機関については、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づいて財務大臣と行った協議の範囲内で総合評価落札方式を実施しなければならないことから、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(公共工事発注省庁申合せ)等の内容に留意する必要がある。

# I 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式である。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な要素による競争を促進することは、発注者にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効と期待されるとともに、談合やダンピングを防止し、ひいては、健全な競争環境の実現、民間の技術開発の促進等に寄与するものと期待される場所である。

本方式は、公共建築工事の発注者にとって価格その他の要素が総合的に最も有利な者を選択できる方式である。つまり、入札時に提示する工事目的物の性能や工事の特性に対して、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、公共建築工事の発注者としての責務を果たすため、価格と技術提案等が総合的に優れた者を選定する方式である。

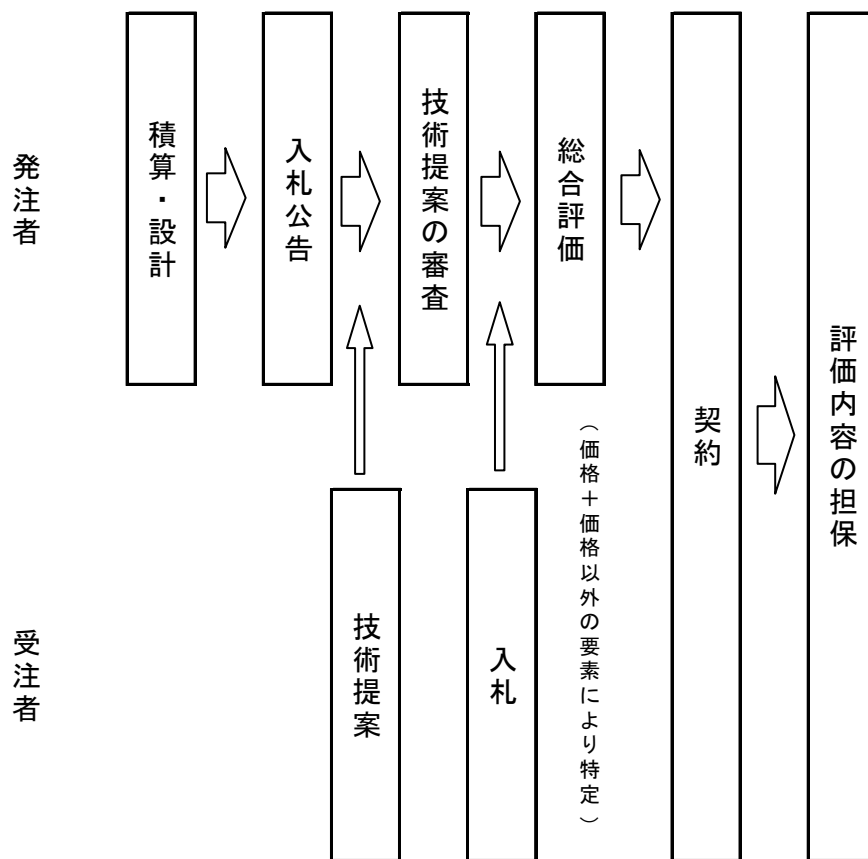


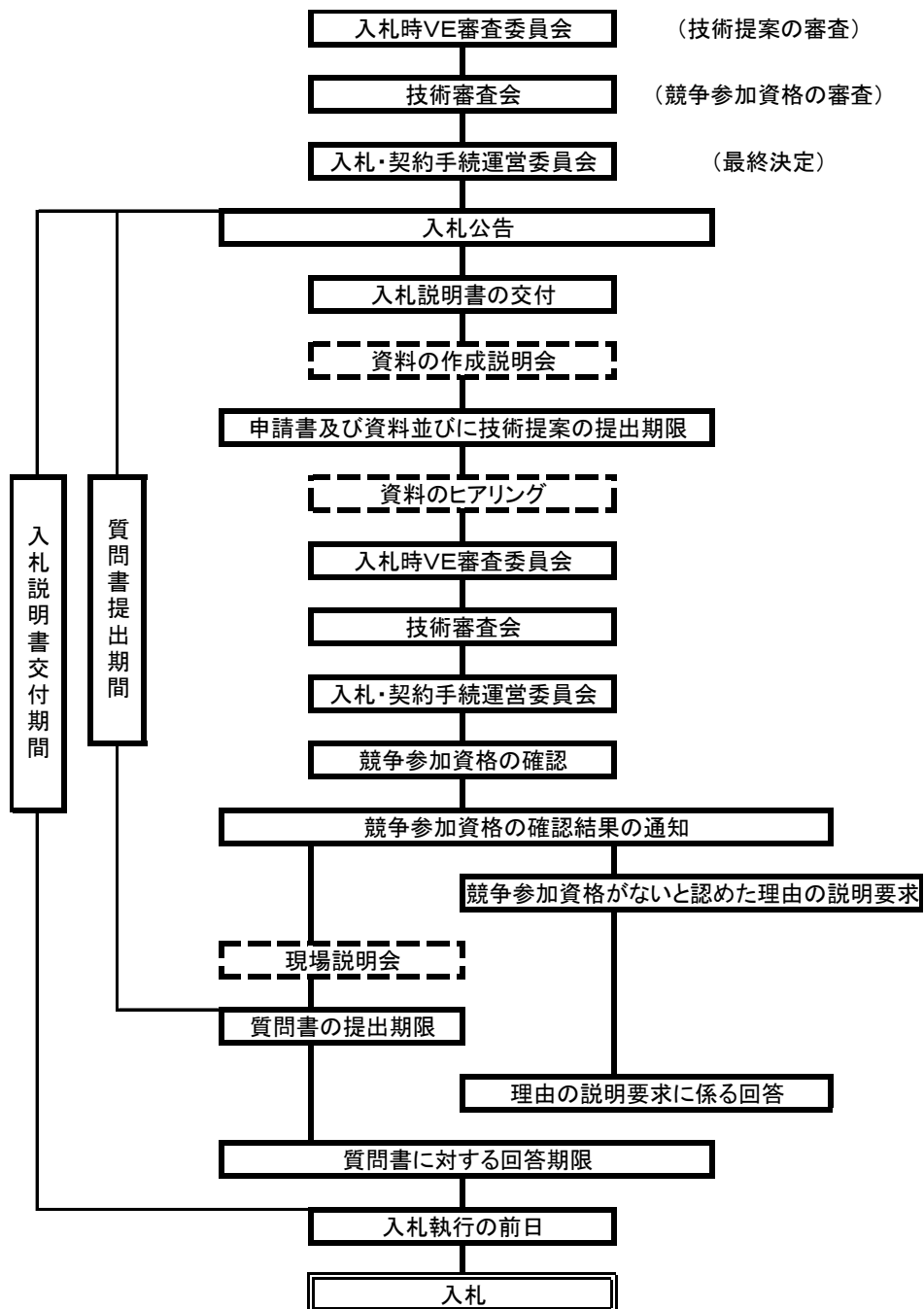
図 総合評価落札方式の概略フロー

## II 総合評価落札方式の実施手順

### 1. 手続きの流れ

総合評価方式を実施する場合の手順の例を以下に示す。所要日数は、工事の内容に応じ適宜設定する必要がある。なお、政府調達協定対象工事については、手続に所定の日数を確保することが必要となる。

総合評価落札方式を適用する一般競争入札の業務フローの例



## 2. 総合評価落札方式適用の検討

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）において、発注者は「発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努める」とされていることから、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての公共工事において総合評価落札方式を適用することを基本とし、技術的な工夫の余地が十分ある工事において技術提案を求めるのはもとより、技術的な工夫の余地が小さい工事においても簡易な施工計画についての工夫を技術提案として扱い、当該技術提案に係る性能等を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行う。

総合評価の類型は、簡易型、標準型、高度技術提案型に分類することとし、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じていずれかの類型を選定する。

### （1）標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現する上での施工上の提案を求める場合は、安全対策、交通や環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

### （2）簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事においては、施工の確実性を確保することが重要であるため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との簡易な総合評価を行う。

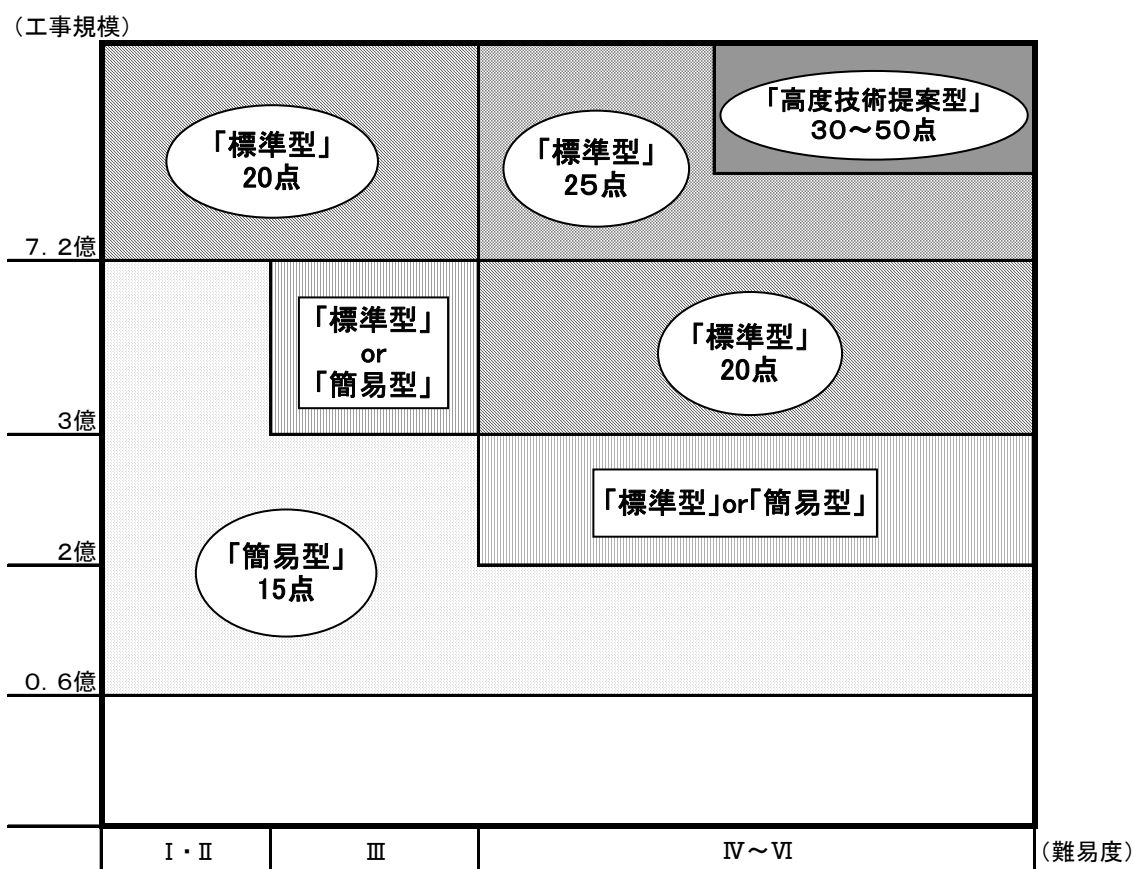
### （3）高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きく、さらに、構造物の品質の向上を求める高度な技術提案を求める工事の場合は、設計内容に関わる提案を含めるなど、提案範囲を拡大し、耐久性、環境に関する性能、景観、ライフサイクルコスト等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

なお、評価の類型は各工事の特性に応じて選択するものであるが、工事の難易度・規模に応じてある程度の発注目安を作成している例もある。



○難易度・規模別発注目安の作成例



(注) 上図を参考に個別工事内容に応じて適切に評価方式を設定する。

- ・難易度は「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」による
- ・工事の内容に応じて加算点を増減させる
- ・「簡易型」適用範囲でも、工事の内容に応じて「標準型」を適用する
- ・技術的工夫の余地が少ない場合や急を要する場合等は「簡易型」を適用する

本マニュアルでは、公共建築工事の発注機関における総合評価落札方式の速やかな導入を目的とし、公共建築工事の大半を網羅する標準型と簡易型の総合評価落札方式を対象に解説する。

### 3. 技術提案の設定

#### (1) 評価項目の設定

##### ① 標準型

標準型においては、以下に例示するような項目について技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性等について審査・評価を行う。

大項目	中項目	小項目
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費 更新費
	その他	補償費
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性
		強度
		耐久性
		安定性
		美観 供用性
社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音
		振動
		粉塵
		悪臭
		水質汚濁
		地盤沈下
		土壌汚染
	景観	
	特別な安全対策	安全対策の良否
	省資源対策又はリサイクル対策	省資源対策 リサイクルの良否

技術提案に係る評価項目は、工事の特性（工事目的物、工事内容、敷地周囲の状況）を考慮し、特別な配慮や工夫の必要な項目を選択する。また、これらとともに企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられる。なお、当該工事に係る契約においてその内容が担保できないものは評価項目の対象としない。

##### ② 簡易型

簡易型における評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実に施工上の性能等が確保できるかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価することを基本とする。

なお、その他の項目（企業の施工実績や配置予定技術者の経験・能力等）を評価する場合は、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜評価項目の設定を行うものとする。

○簡易な施工計画

評価項目	評価基準
工程管理に係わる技術的所見	・工事の手順が適切であること ・各工程の工期が適切であること
材料の品質管理に係わる技術的所見	・コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適切であること
施工上の課題に対する技術的所見	・発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
施工上配慮すべき事項	・施工上配慮すべき事項及び対応方針が適切であること

○その他の項目例

評価項目	評価基準
配置予定技術者の能力について	過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無
	過去5年間における主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点
	過去5年間における優良工事技術者表彰の有無
企業の施工能力について	過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無
	過去5年間における工事成績評定点の平均点
	過去5年間における優良工事技術者表彰の有無
	過去5年間におけるイメージアップ優良工事表彰の有無
	過去5年間における安全管理優良請負者表彰の有無
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制
地理的条件について	過去15年間の近隣地域での施工実績の有無
地域貢献の実績について	過去5年間のボランティア活動の実績の有無

(2) 評価方式の決定

評価の方法は、数値化できる項目については下記①によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記②または③のうち評価項目の特性に応じた適切な評価方式によるものとする。

透明性確保の観点から入札説明書等には評価項目ごとに入札参加者の提示する技術提案等とその評価点の関係(評価基準)を明らかにすることが必要であり、定性的であっても評価方法を明示することが必要であることに留意する。

### ① 数値方式

定量化が可能な評価項目の数値により評価点を付与する方式で、標準的には、提示された最高の数値に満点を、最低限の要求要件を満たす評価項目の数値に0点を付与する。その他の入札参加者の評価点については、一般的には、それぞれの評価項目の数値に応じ按分した点数を付与する。

### ② 判定方式

数値化が困難な定性的な評価項目に関して、技術提案等を優/良/可等の数段階で評価、判定する方式である。標準的には、各評価に満点/中間点/0点のように均等間隔に按分した評価点を付与する。なお、4段階以上で評価することもできる。

### ③ 順位方式

数値化が困難な定性的な評価項目に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式である。標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等間隔に按分した評価点を付与する。

#### ○ 評価点の算定例

入札参加者	①数値方式の例			②判定方式の例		③順位方式の例		
	提案値	評価点		判定	評価点	順位	評価点	
A社	21	$20 \times (21 - 10) \div (30 - 10) =$	11.0	優	20	2	$20 \times (3 \div 4) =$	15
B社	30	$20 \times (30 - 10) \div (30 - 10) =$	20.0	優	20	1	$20 \times (4 \div 4) =$	20
C社	18	$20 \times (18 - 10) \div (30 - 10) =$	8.0	良	10	3	$20 \times (2 \div 4) =$	10
D社	14	$20 \times (14 - 10) \div (30 - 10) =$	4.0	可	0	4	$20 \times (1 \div 4) =$	5
E社	11	$20 \times (11 - 10) \div (30 - 10) =$	1.0	可	0	5	$20 \times (0 \div 4) =$	0

#### ① 数値方式

評価点の満点を20点、提案値の最低要件を10とした場合の評価点

#### ② 判定方式

優を20点、良を10点、可を0点とした場合の評価点

#### ③ 順位方式

1位（満点）を20点とした場合の評価点

### (3) 加算点の設定

価格以外の要素を評価して落札者を決定するための加算点(技術評価点)の上限は、工事の内容等に応じて適切に定める。通常、評価項目を複数設定するが、その場合には、それぞれの評価項目の必要度や重要度に応じて適切に重み付けを行い、各評価項目に評価点を配分する。

標準型の場合には適用工事の施工上特に重要な課題の解決に係る評価項目を重要視して配分する。また、簡易型では施工計画のウェイトが最も大きくなるように配分する。

### (4) 評価基準の作成

上記(1)～(3)をまとめて評価基準とする(様式例-3参照)。

## 4. 競争参加希望者の募集

### (1) 入札公告の作成

入札公告の作成にあたっては、この工事が総合評価落札方式の適用工事であることを明記するとともに、落札者の決定方法について記述する。記載方法については、Ⅲの様式例-2を参考にし、実情に応じ適宜修正する。

### (2) 入札説明書の作成

入札説明書には、従来の価格競争による工事の入札説明書に加え、次の事項を記載する。なお、記載方法についてはⅢの様式例-3を参考にし、実情に応じ適宜修正する。

- ① 当該工事が総合評価方式の適用工事であること。
- ② 施工計画に関すること。あるいは、標準案によらない施工計画については審査の対象とするという趣旨のこと。
- ③ 総合評価に関する次の事項に関すること。
  - ア. 品質管理、安全管理、環境配慮に関する評価項目と評価基準、得点配分
  - イ. 評価方法
  - ウ. 落札者の決定方法
  - エ. 施工時の評価内容の実施についての担保
- ④ 品質管理、安全管理、環境配慮に関する技術提案の提案要領。

### (3) 質問の受付・回答

入札公告と同時に、入札説明書の交付を開始するが、入札説明書等に対する質問書を電子入札システム等により一定の期間を定め受け付け、質問書の提出があった場合においては、回答書を電子入札システム等により一定の期間を定め閲覧に供する。

## 5. 落札者の決定

### (1) 技術提案の審査

技術提案の審査は、内部の委員会等において、評価基準に従って実施する。

### (2) 技術提案の採否の通知

施工計画や技術提案の審査の結果、有効と判断されたものは採用とし、工事目的物が設計内容と異なる場合や現場条件への適用の困難が予想される場合など、提案を採用することが適当でないと判断されたものは不採用とし、競争参加希望者に電子入札システム等により採否通知を行う。採否通知を受けた者は、不採用の提案については、設計図書に示された標準案による施工を想定して入札を行う。

### (3) 総合評価の方法

技術提案の評価と価格の両者を総合的に評価した評価値を指標として、評価値の大きい順に競争参加者に順位を付ける。

評価値の算出方法には、除算方式、加算方式等がある。(なお、国においては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等その他の方式による場合には、別途個別協議が必要となる。)

#### ① 除算方式

ア. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

イ. 技術評価点の設定の考え方

技術提案のない又は技術提案をしたが採用されず発注者の提示した標準案による者に対する得点を標準点、技術提案の良否の評価により付加される得点を加算点とするが、標準点と加算点の合計との配点割合は、工事及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。標準点は100点、加算点の合計の上限は、簡易型で10～30点、標準型で10～50点程度を基本とし、工事の技術的難易度、評価項目の重要度に応じて設定するのが標準的である。

ウ. 特徴

支出に対し最も価値の高いサービスを提供する Value for Moneyの考え方によるもので、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標であり、入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

#### ② 加算方式

ア. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ. 価格評価点の算出方法の例

$$100 \times (1 + \alpha - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$\alpha$  : 例えば平均落札率

$$100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

ウ. 技術評価点の設定の考え方

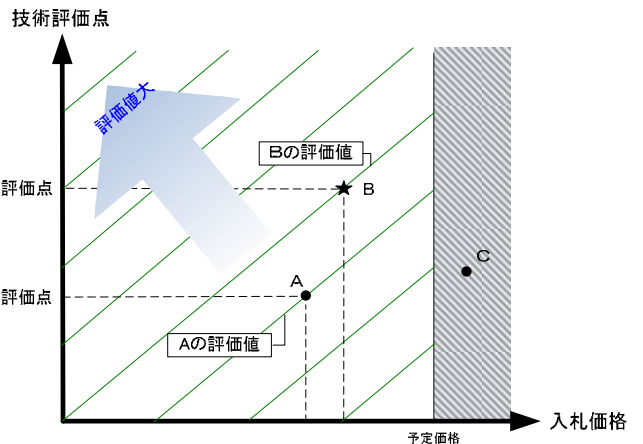
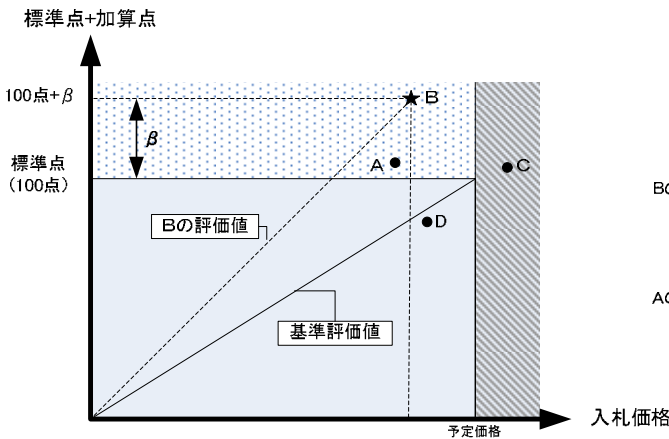
上記イにより価格評価点を算出する場合は、技術評価点の上限を10～30点程度とするのが標準的である。

エ. 特徴

価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標である。

(4) 落札者の決定

簡易型、標準型のいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。



- は、「要件①(入札価格が予定価格の範囲外)」を満足しない領域
- は、「要件②(「最低限の要求要件」を満たさない)」を満足しない領域

- は、「要件(入札工事価格が予定価格の範囲外)」を満足しない領域

× C社は、『要件①』を満たしていない。(予定価格を超過)

**入札価格 > 予定価格**

× D社は、『要件②』を満たしていない。  
(「最低限の要求要件」を満たさない)

× A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る。

○ **B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。**

× C社は、『要件』を満たしていない。(予定価格を超過)

**入札価格 > 予定価格**

× A社は、入札価格(価格評価点)では上位だが、評価値がB社を下回る。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})) + \text{技術評価点} \end{aligned}$$

① 除算方式の評価イメージ

② 加算方式の評価イメージ

## 6. その他の手続き

### (1) 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要がある。このため、総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定めようとするとき等に学識経験者の意見を聴取する。

中立かつ公正な審査・評価を確保するため、国に関して基本方針では、「国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者決定についても意見を聴く」とされている。

#### ① 実施方針の策定時

総合評価落札方式の適用工事範囲を決定するとき。

#### ② 落札者決定基準（評価方法）の策定時

入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び落札者の決定方法を決定するとき。

#### ③ 個別工事の実施時

特に、標準型の総合評価方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

なお、地方公共団体については、地方自治法施行規則第十二条の四の規定により、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

この場合、以下に示すような運用面での工夫も考えられる。

- ・ 各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。
- ・ 既存の審査の場に学識経験者を加える。
- ・ 個別に学識経験者の意見を聴く。
- ・ 公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者等も学識経験者に含める。

### (2) 苦情申立の受付・回答

入札及び契約の過程に関する苦情処理については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行う必要がある。

さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立・公正に処理する仕組みを整備しておく必要がある。

① 総合評価における入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、記録し契約後なるべく早期に公表する。特に、総合評価の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。

② 落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び技術提案等の得点を提供する。さらに評価



の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

### **(3) 契約書の作成**

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、全て契約書にその内容を記載することとし、契約上責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について取り決めておくものとする。

## 7. 契約後の措置

### (1) 評価内容の担保

施工において技術提案の内容に基づき履行できなかった場合は、再施工を原則とするが、再施工が困難あるいは合理的でない場合は、例えば遵守できなかった評価項目の加算点に相当する契約金額の減額、違約金の請求等を行う。また、工事成績評定についても、遵守できなかった評価項目の加算点に応じた減点を行う。

さらに、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合は、再施工（瑕疵修補）の義務等を課すとともに、工事成績評定の減点を行う。

### (2) 提案内容の変更

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により「品質管理、安全管理及び環境配慮に関わる具体的な施工計画」に影響がある場合には、次の式により変更した提案値に読み替えて適用する。なお、これに拠れない場合は、現場の状況により協議して定める。

$$\text{変更「提案値」} = (\text{条件変更の発注者算定値} / \text{当初計画の発注者算定値}) \\ \times \text{入札に係る「提案値」}$$

## Ⅲ 実施事例

### 実施事例について

ここでは、総合評価落札方式の実施に使用する書式例、記入例を示す。標準型は、既存建物の外部建具をかぶせ工法によりアルミニウム製建具に改修する工事が主要な部分を占める建築改修工事を想定し、また、簡易型は空調改修機械設備工事を想定して様式例を作成したものである。

それぞれの様式例は実施例の冒頭の業務（入札契約手続き）フローに示す段階に使用する様式である。

#### ○ 様式例 1（標準型 P17～P19 簡易型 P62）

内部委員会等において総合評価の概要を説明する資料（評価基準、技術提案の記載要領と書式）の例。

標準型の例では、4つの大きな評価項目を設けそれぞれについて施工計画、施工提案を提出させることとしている。

#### ○ 様式例 2（標準型 P20～P22 簡易型 P63～P65）

入札公告の例。

#### ○ 様式例 3（標準型 P23～P49 簡易型 P66～P84）

入札説明書の例。

標準型の例では、施工実績及び配置予定技術者の資格・経験は競争参加資格の要件となっており、評価の対象ではない。一方、簡易型の例においては、これらが評価項目となる。

#### ○ 様式例 4（標準型 P50～P54 簡易型 P85～P86）

内部委員会等において評価点を検討する資料の例。

技術提案を提出した社の施工計画について、設計内容や工事現場に適合するかの観点で採用・不採用を案として示す。さらに、この内容について、公表している評価基準に照らした評価点を与え、ここに示す表にまとめておく。

評価ポイント及び加算点整理表は、参加各社の技術加算点について、項目ごとに一覧にしたもの。

#### ○ 様式例 5（標準型 P55～P56 簡易型 P87）

資料提出者への通知書式の例。

標準型においては技術提案の採用・不採用の通知の書式であり、簡易型においては審査の結果（競争参加資格の有無）について通知する書式である。なお、標準型の場合、内部審査会での採用・不採用の審査結果と不採用の場合の理由を記載する。

#### ○ 様式例 6（標準型 P57 簡易型 P88）

技術加算点と入札価格により落札者を決定したことを示す公表用資料の例。

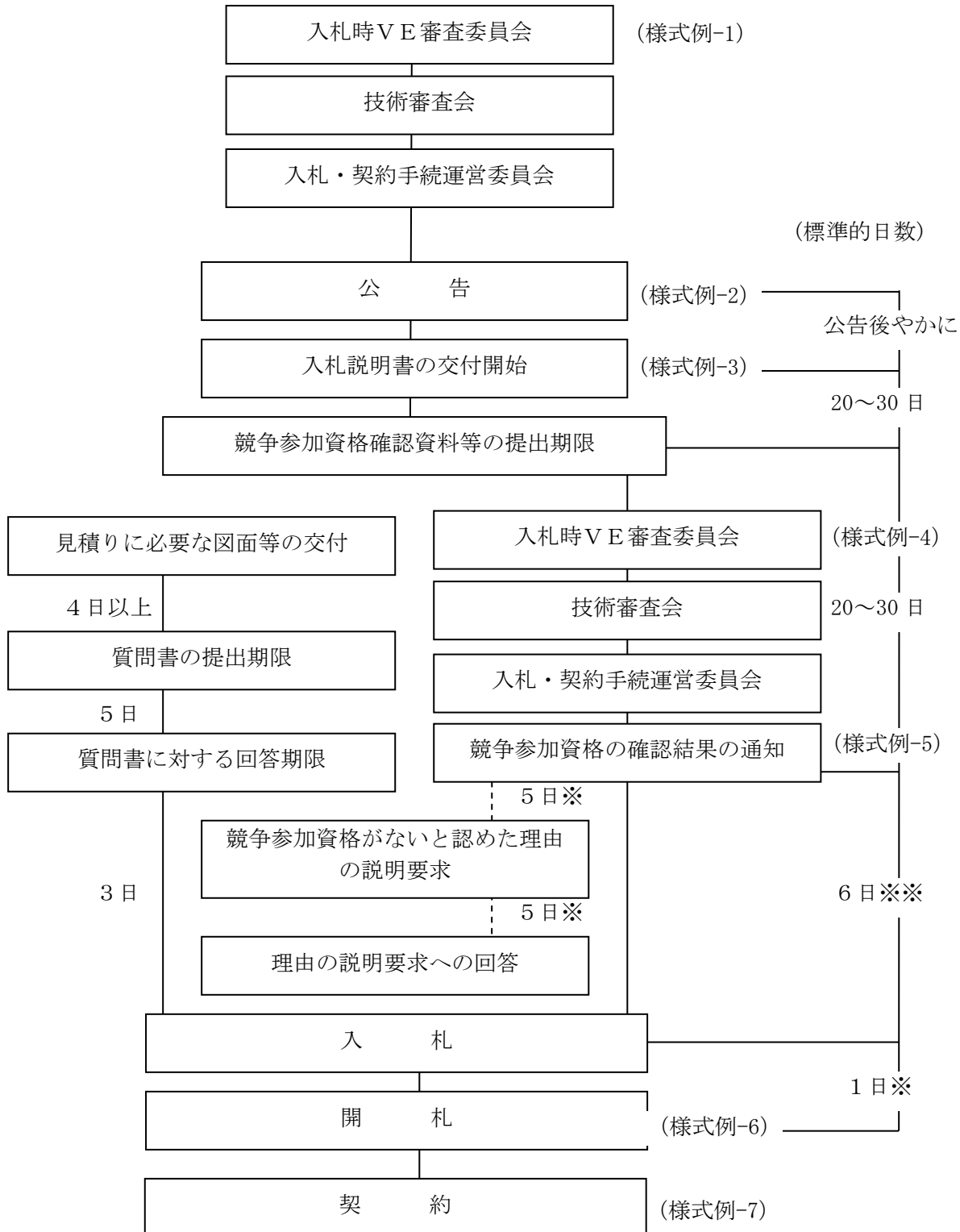
#### ○ 様式例 7（標準型 P58～P60 簡易型 P89～P90）

落札者との契約に当たって、技術提案に関する内容を契約書に記載した例。

# 1. 標準型の場合

## 実施フロー例(一般競争入札(政府調達協定対象外)の場合)

〇〇庁舎改修建築その他工事



(注) ※は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

※※は、競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合には、6日（休日含まず。）とし、当該説明要求等があった場合には、必要日数を延期するものとする。

## (様式例 1)

### 〇〇庁舎改修建築その他工事の総合評価について

#### 1. 評価のねらい

本工事は、経年により劣化した外部アルミ製建具の更新及び外壁タイル張りの浮きの補修を行い、併せて既存車庫棟の取り壊し等を行うものである。

建具改修工事は、「アルミニウム製建具かぶせ工法」により更新するものでサッシ性能の回復と省エネ対策を目的に行い、外壁タイル張りは「ピンネット工法」でタイル張りの浮きを補修するものである。

アルミ製建具製品としての寸法精度については、一般の建築部材と比べて非常に高いが、現場に取付けてはじめて建物の一部となることから、製品としての精度がよくても取付けた結果の精度が適切でないと、建具性能は満足しないものとなる。

このため、アルミニウム製建具かぶせ工法における外部建具の現場取付けに関わる施工管理について評価を行うものである。

また、第三者に対する安全及び環境への配慮についても評価を行うものである。

- (ア) 外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み
- (イ) 外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全性に配慮した取組み
- (ウ) 工事騒音の低減に関する取組み
- (エ) 本工事に关わる建設副産物の対応に関する取組み

#### 2. 加算点の考え方

基礎点（以下「標準点」という。）を100点とする。

各提案の評価に応じて次の配点を行う。

評価項目	加算点	優(1.0)	良(0.5)	可(0.0)
(ア) 施工上の品質管理の取組み	4点	4.0点	2.0点	0.0点
(イ) 第三者に対する安全への配慮	4点	4.0点	2.0点	0.0点
(ウ) 工事騒音の低減に関する取組み	4点	4.0点	2.0点	0.0点
(エ) 現場における建設副産物の取組み	3点	3.0点	1.5点	0.0点
合計	15点			

#### 3. 評価基準

(ア) 外部アルミニウム製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み

<提案>:外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取付けるに当たり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。

<標準案>:標準仕様書及び設計図による。

<想定される技術提案>

- ・建具の倒れ 1/800 以内の精度を確保するため、レーザー光等で管理する。

- ・取付順序毎に施工精度を確保するよう指導する。
- ・技能士（サッシ施工）を2（名／作業日）以上配備する。
- ・在来枠と新規枠の間に水分を貯めないために二重シールとする（下部は水抜き孔を設ける）。

<評 定> 優(4.0)：4項目以上の提案

良(2.0)：2～3項目の提案

可(0.0)：1項目以下の提案

なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。

(イ) 外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組み

<提 案>：外部建具取り外し時における室内の備品や資料等については、強風雨や侵入者等による紛失及び盗難防止を図る。併せて第三者への安全について、標準案より安全性、防犯性に配慮した取組みを具体的に提案する。

<標準案>：標準仕様書、設計図及び現場説明事項書による。

(概要)

- ・外部足場は跳ね出し足場（メッシュシート養生）とし、登り栈橋はネットフェンス等で養生し施錠する。
- ・外部建具の取り外し、かぶせ工法、ガラス新設は土・日曜日で完了させる。
- ・同上の作業窓室内側はビニールシート等で区画養生し、室内の資料等が飛散しないよう努める。
- ・移動できる備品は、略号等で管理し作業に支障のない場所に移動し、移動できない備品等は、ビニールシート等で養生する。
- ・建物出入口サイドに防護柵を設置する。

<想定される技術提案>

- ・窓取り外し後の工事作業は専任者による巡回を実施する。
- ・夜間は、枠組み足場の中を定時に巡回する。
- ・急な雨に備えて、枠組み足場頂部に雨除けカバーを常備し、開放窓に外側からビニールシート養生をする。
- ・強風等に関する気象情報を近在（又は社内）の気象予報士から得る。
- ・侵入防止赤外センサーを枠組み足場に取り付ける。

<評 定> 優(4.0)：4項目以上の提案

良(2.0)：2～3項目の提案

可(0.0)：1項目以下の提案

なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。

(ウ) 工事騒音の低減に関する取組み

<提 案>：工事中の機械器具からの発生音、解体時の破碎音等の低減について、標準案より配慮した取組みを具体的に提案する。

<標準案>：関係法令及び建設工事公衆災害防止対策要綱による。ただし、建物解体時は枠組み足場＋防音シート養生とする。

(関係法令の例)

場内車両のアイドリング禁止（都条例）

<想定される技術提案>

- ・作業員の安全靴を合成ゴム底とし、足場作業等での歩行音の低減に努める。
- ・枠組み足場の道板のフック部にプラスチックコートの製品を使用する。
- ・建物の解体時は防音パネルを設置する。

- ・コンクリート躯体へのドリル孔あけは、無振動ドリルを使用する。
- ・車両通行部はゴムマットを敷く。

<評 定> 優(4.0)：4項目以上の提案

良(2.0)：2～3項目の提案

可(0.0)：1項目以下の提案

なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。

(エ) 本工事に関わる建設副産物の対応に関する取組み

<提 案>：当該工事を実施するに当たり、建設副産物の現場発生抑制及び発生材の再資源化並びに再生材の利用に関して、的確な指導體制のもとで多様な取組みを促す観点から、具体的で現実性のある提案を行う。

<標準案>：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律により義務付けられた分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施。

<想定される技術提案（具体的な表記のみ評価）>

- ・品目による分別と収集
- ・資材梱包の簡素化
- ・工場でのプレカット
- ・数量管理によるロスの低減
- ・アスファルト合材については〇〇に持ち込む
- ・石こうボードの再資源化
- ・タイルの再資源化
- ・ガラスの再資源化
- ・プラスチック等の再資源化、
- ・金属くずの再資源化

<評 定> 優(4.0)：4項目以上の提案

良(2.0)：2～3項目の提案

可(0.0)：1項目以下の提案

なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。

## (様式例 2)

### 入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成〇〇年 〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇省〇〇局長 〇〇 〇〇

#### 1 工事概要

(1) 工事名 〇〇庁舎改修建築その他工事

(2) 工事場所 東京都千代田区〇〇〇-〇-〇

(3) 工事内容 本工事は次に掲げる改修建築工事を施工する。

敷地面積 〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>

建物用途 庁舎 構造・階数 〇〇造・地上〇階地下〇階建て

建物規模 延べ面積 〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>

車庫 構造・階数 〇〇造・平屋建て

建築規模 延べ面積 〇〇〇m<sup>2</sup>

改修内容 ・外部建具全面更新(アルミ製建具かぶせ工法)

・タイル張り仕上げ外壁補修(ピンネット工法)

・車庫の取りこわし

(4) 工期 平成〇〇年〇月〇〇日まで

(5) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。(入札説明書参照)

(6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(9) 本工事は ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。(入札説明書参照)

#### 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 〇〇省〇〇局における建築工事に係る〇等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇省〇〇局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成〇〇年度以降に、次の(ア)、(イ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が〇〇省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(ア) 建物規模 〇〇〇〇



(イ) 工事内容 ○○○○

なお、本競争の参加希望者が、經常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうち1社は平成○○年度以降に、上記(ア)、(イ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成○○年度以降に次の(カ)、(キ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有すること。

(カ)建物規模 ○○○○

(キ)改修工事 ○○○○

(5)-1 工程管理に対する技術的所見が適正であること。

(5)-2 品質管理に対する技術的所見が適正であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成○○年度以降に、上記(4)の(カ)、(キ)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が○○省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、○○省○○局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) ○○省○○局が発注した当該工種工事のうち、平成○○年○○月○○日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が60点以上であること。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)

(11) 総合評価方式に係る「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、○○省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○-○○○○ 東京都千代田区霞が関○-○-○

○○省○○局○○課○○係

電話番号○○-○○○○-○○○○(内線○○)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成○○年○月○○日から平成○○年○月○○日まで

〒○○○-○○○○ 東京都千代田区霞が関○-○-○

○○○○ 電話 ○○-○○○○-○○○○

交付に当たっては、実費を徴収する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成○○年○月○○日から平成○○年○月○○日まで

上記3(1)に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参し、又は郵送する(書留郵便に限る。)こと。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成○○年○月○○日(○)○時○○分までに、電子入札システムにより、提出するこ

と。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記3(1)に持参すること。(郵送による提出は認めない。)  
開札は、平成〇〇年〇月〇〇日(〇) 〇〇省〇〇局〇〇課入札室において行う。

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。
  - ② 契約保証金(請負代金の10分の3以上) 納付(保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行〇〇支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 〇〇省〇〇局〇〇課)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記1. (5)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照。)
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。

**(様式例 3)**

**入 札 説 明 書**

〇〇省〇〇局の〇〇庁舎改修建築その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成〇〇年〇月〇〇日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇省〇〇局長 〇〇 〇〇  
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

3. 工事概要

(1) 工 事 名 〇〇庁舎改修建築その他工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 東京都千代田区〇〇〇-〇-〇

(3) 工事内容 本工事は次に掲げる建築工事を施工する。

建物用途 庁舎 構造・階数 〇〇造・地上〇階地下〇階建て  
建物規模 延べ面積 〇, 〇〇〇㎡  
車庫 構造・階数 〇〇造・平屋建て  
建築規模 延べ面積 〇〇〇㎡

敷地面積 〇, 〇〇〇㎡

改修内容 ・外部建具全面更新（アルミ製建具かぶせ工法）  
・タイル張り仕上げ外壁補修（ピソネット工法）  
・車庫の取りこわし

配布資料 〇〇〇

(4) 工 期 平成〇〇年〇月〇〇日まで。

(5) 工事の実施形態

① 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。

② 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

③ 本工事は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、紙入札の承諾に関しては、〇〇省〇〇局〇〇課に承諾願を提出するものとする。

(ア) 当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

(イ) 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

(ウ) 以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、すべて上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

④ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤ 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

#### 4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○省○○局における建築工事に係る○等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○省○○局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成○○年度以降に次の(ア)、(イ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有すること（当該実績が平成X年X月X日以降に完成した○○局所掌の工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
  - (ア)建物規模 ○○○○
  - (イ)改修工事 ○○○○なお、本競争の参加希望者が、經常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうち1社は平成○○年度以降に、上記(ア)、(イ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成○○年度以降に次の(カ)、(キ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有すること。
  - (カ)建物規模 ○○○○
  - (キ)改修工事 ○○○○
- (5)-1 工程管理に対する技術的所見が適正であること。
- (5)-2 品質管理に対する技術的所見が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級施工管理技士と同等以上の能力を有する者と認定した者である。
  - ② 平成○○年度以降に、上記(4)(カ)、(キ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。  
なお、本競争の参加希望者が經常建設工事企業体である場合は、構成員のうちいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。  
なお、当該実績が平成X年X月X日以降に完成した○○局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
  - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
    - ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
    - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格証及び指定講習受講修了証を有する者。
  - ④ 配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの時期に、○○省○○局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) ○○省○○局が発注した当該工種工事のうち、平成○○年○○月○○日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が60

点以上であること。

- (9) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。  
(イ)親会社と子会社の関係にある場合  
(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。  
(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 総合評価方式に係る「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」が適正であること。  
「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」の提出に当たって、入札説明書の別途配付資料に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合は、その内容を示した施工計画書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、〇〇省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 総合評価に関する事項

### (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する品質管理、安全管理及び環境配慮の評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

- ① 外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組みを評価する。
- ② 外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組みを評価する。
- ③ 工事騒音の低減に関する取組みを評価する。
- ④ 本工事に関わる建設副産物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての取組みを評価する。

#### (ア) 外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み

評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性	標準案より優れた提案が4項目以上	4.0	4 / 15
	標準案より優れた提案が2～3項目	2.0	
	標準案より優れた提案が1項目以下	0.0	

(イ) 外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組み

評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性	標準案より優れた提案が4項目以上	4.0	4 / 15
	標準案より優れた提案が2～3項目	2.0	
	標準案より優れた提案が1項目以下	0.0	

(ウ) 工事騒音の低減に関する具体的な取組み

評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性	標準案より優れた提案が4項目以上	4.0	4 / 15
	標準案より優れた提案が2～3項目	2.0	
	標準案より優れた提案が1項目以下	0.0	

(エ) 本工事に関わる建設副産物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての取組み

評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性	標準案より優れた提案が8項目以上	3.0	3 / 15
	標準案より優れた提案が6～7項目	1.5	
	標準案より優れた提案が5項目以下	0.0	

## (2) 総合評価の方法

### ① 標準点

(1) 「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値が標準案と同等以上の者には標準点100点を与え、さらに良好な提案及び提案値に加算点を下記のとおり与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与え、加算点は与えない。

### ② 加算点

加算点は、(1) 「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)により加算点を与える。

③ 価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、①及び②により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

## (3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び(1) 「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の全ての要件に該当する者のうち、(2) 「総合評価の方法」によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

- (イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。
- (ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

#### (4) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額等を行う。

あわせて、以下により工事成績評点を減ずる措置を行う。

- ・技術提案の内容どおり実施できなかった場合はそれぞれの「優」相当点を減点する。

なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は 27.

(3)の扱いとする。

#### 6. 設計業務等の受託者等

(1) 4.(9)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社〇〇設計

(2) 4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

#### 7. 担当部局

〒000-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

〇〇省〇〇局〇〇課 〇〇係

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表） 内線〇〇

#### 8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 平成〇〇年〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇日（〇）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前〇時から午後〇時まで
- ② 提出場所： 7.に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参。郵送の場合は（郵便書留等）受付期間内必着で1部提出すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 4.(4)の同種の工事の施工実績及び4.(6)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。
- (4) 資料は、次に従い作成することとし、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示する(1/〇〇～〇〇/〇〇)。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成〇〇年度以降に、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が平成X年X月X日以降に完成した〇〇局の発注した工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

#### ① 施工実績

4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。なお、記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

#### ② 配置予定の技術者

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### ③-1 工程計画

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる工程管理に対する技術的所見を別記様式4-1に記載すること。

#### ③-2 品質管理計画

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる〇〇の品質管理に対する技術的所見を別記様式4-2に記載すること。

#### ④ 品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画(技術提案)

4.(11)に掲げる資格があること及び5.に掲げる総合評価の判断ができる技術提案を、作成要領(別添1～4)にしたがって別記様式5に記載すること。提案内容を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が、軽減されるものではない。

品質管理、安全管理及び環境配慮の提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

提案項目の審査は、提案内容が現地の工事条件(建物、敷地、工種特性等)を踏まえた適切な内容であるか審査する。

技術提案書を作成するに当たっては、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。



「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」の採否については、競争参加資格認定結果の通知に併せて書面により通知する。その際、提案内容が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

⑤ 契約書の写し

上記①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成〇〇年〇〇月〇〇日までに電子入札システムにて通知する。(ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された資料について、発注者が必要に応じて要求する資料の提出には応じなければならない。

③ 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

⑤ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先： 7.に同じ。

⑦ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、配布された様式(FD)【元のデータと同形式で保存】で作成を行うものとし、複数の書類は1つのファイルにまとめ、ファイル容量は1MB以内で作成を行う。申請書及び資料が1MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途MOやCD-ROM等を平成〇〇年〇月〇日(〇)午後〇時までには持参又は郵送(書留郵便に限る。)する。

⑧ 入札に必要な別冊図面及び別冊仕様書の交付期間、場所及び方法

平成〇〇年〇月〇〇日(〇)から平成〇〇年〇月〇〇日(〇)まで

〒000-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇〇〇

電話 00-0000-0000 交付に当たっては実費を徴収する。

9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次により説明を求められることができる。

① 提出期限： 平成〇〇年〇月〇日(〇)午後〇時。

② 提出場所： 上記7.に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、〇〇省〇〇局長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成〇〇年〇月〇〇日(〇)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は、紙)により回答する。

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 受領期間： 平成〇〇年〇月〇〇日(〇)から平成〇〇年〇月〇日(〇)まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

② 提出場所： 7に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、〇〇省〇〇局長の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。

期 間： 平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

#### 11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1)入札日時： 平成〇〇年〇月〇〇日（〇） 午後〇時。
- (2)入札場所： 〒000-000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇  
〇〇省〇〇局〇〇課
- (3)開札日時： 平成〇〇年〇月〇〇日（〇） 午後〇時。
- (4)開札場所： 入札場所に同じ。
- (5)そ の 他： 紙競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 12. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、〇〇省〇〇局長の承諾を得た場合は、持参すること。電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行〇〇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇省〇〇局〇〇課）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。  
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

#### 14. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の内容及び記載事項
  - ・入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項（最終頁参照）に掲げる場合に該当するものについては、〇〇省〇〇局競争契約入札心得第〇条に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
  - ・工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、単価、数量及び単価に対応する金額を表示したもの。様式は自由とする。
- (3) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認し、談合があると疑うに足る事実

があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。  
(4) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

#### 15. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、〇〇省〇〇局長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

一回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

#### 16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇省〇〇局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

#### 17. 落札者の決定方法

5. (3)に定めるところによる。

#### 18. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4. (6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 19. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、〇〇省〇〇局が発注し入札日から過去2年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の①から④までのいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、4. (6)に定める要件と同一の要件(4. (6)②なお書に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

① 65点未満の工事成績評定を通知された者

② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補(軽微な手直し等を除く。)又は損害賠償を請求された者。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員による書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

20. 手続における交渉の有無 無。
21. 契約書作成の要否等  
別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。
22. 支払条件  
前金払及び部分払は次のとおりとする。  
(1) 前金払 40%  
(2) 部分払 1回  
(3) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。
23. 火災保険付保の要否 要。
24. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
25. 関連情報を入手するための照会窓口 7.に同じ。
26. 提案値の変更に関する事項  
施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により「品質管理、安全管理及び環境配慮に係わる具体的な施工計画」に影響を及ぼす場合は、以下の式により読み替えて適用することを基本とし、これ以外の事案については、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。  
変更「提案値」＝（条件変更の発注者算定値／当初計画の発注者算定値）  
×入札に係る「提案値」
27. その他  
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。  
(2) 入札参加者は、別冊〇〇省〇〇局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇省〇〇局競争契約入札心得を遵守すること。  
(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。  
(4) 落札者は、8.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。  
(5) 契約締結後の技術提案  
契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる（ただし、総合評価に係わる技術提案の範囲を除く。）。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。  
(6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時から17時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡事項」で公開する。  
・電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.00000.go.jp>  
(7) システム操作上の手引き書としては、〇〇省発行の「電子入札準備手順書」を参考すること。「電子入札準備手順書」は電子入札施設管理センターホームページでも公開している。  
(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 00-0000-0000  
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.0000.go.jp>
  - ・ICカードの不具合等発生時  
ICカードの不具合等発生時は、各民間認証局（コアシステム対応認証局）に直接問い合わせるものとする。コアシステム対応認証局は、電子入札施設管理センターホームページ（新システム対応電子認証局）でも公開している。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、  
〇〇省〇〇局〇〇課〇〇係 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇）  
へ連絡すること。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
- 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 辞退届受付票
  - 日時変更通知書
  - 入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 決定通知書
  - 保留通知書
  - 取止め通知書
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (11) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (12) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
- 落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、〇〇局長に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。
- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
  - ② ISO9001の審査に係る次の書類
    - イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
    - ロ イの審査に係る合否判定結果の写し
  - ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
  - ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月の場合は、前々年度及びその前年度）に〇〇局の所掌する工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に〇〇局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

〇〇局長は、この取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

〇〇局長は、この取扱いの適用が適当でないとき、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

(13) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力ある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

別 表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

(別添1) 作成要領 (ア)

工事名 ○○庁舎改修建築その他工事
(ア) 評価項目 外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み

総合評価落札方式に関する提案項目と記載要領

(1) 提案項目

外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取付けるに当たり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。

(2) 記載要領

別記様式6-1に当該工事に採用する施工計画を提案する。

- ① 提案は、具体的な施工計画について該当欄に簡潔に記述する。
- ② 作業説明図、又はその他必要に応じて簡潔な図等（A3版、枚数は問わない）を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDFによる電子データとし、どの様式に添付するものであるか判別できるように6-1（別添）頁等を記載し、添付書式上部右側に会社名を記載する。
- ③ 当該工事を標準案に基づき施工する場合は、同様式の上段当該箇所の□を■に置き換えて提出すること。（VE提案箇所の■は、□に置き換えること。）

(3) 発注者が設定している標準案

建築改修工事標準仕様書及び設計図による。

(4) 評価

- ① 入札参加者から提案される取組みに係る提案を評価する。
- ② 実施方法に関する内容が適正でない場合は採択しない。
- ③ 何も記載されていない場合は、未提出として取り扱う。
- ④ 採択された内容（標準案程度のもものを除く）を次の評価基準により評価する。  
(評価基準) 優(4.0)：4項目以上の提案  
良(2.0)：2～3項目の提案  
可(0.0)：1項目以下の提案

(5) その他

- ① 提案に伴う工事費の増額について、発注者は増額を行わないので受注者の責で提案すること。
- ② 提出された施工計画書は、設計図書として扱う。受注者は、工事の施工に先立ち詳細な施工計画書を作成し、監督職員に提出する。監督職員の承諾を受けた後でなければ、当該工種に着手してはならない。また、受注者の責により、施工計画書どおりに施工が行われない場合は、是正の間、工事を一時中断する。なお、これに伴う工期延期は行わない。
- ③ 受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書による。

(別添 2) 作成要領 (イ)

工事名 ○○庁舎改修建築その他工事
(イ) 評価項目 外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組み

総合評価落札方式に関する提案項目と記載要領

(1) 提案項目

外部建具取り外し時における室内の備品や資料等については、強風雨や侵入者等による紛失及び盗難防止を図る。併せて施設利用者等の第三者に対する安全に配慮した取組みを具体的に提案する。

(2) 記載要領

別記様式 6-2 に当該工事に採用する施工計画を提案する。

- ① 提案は、具体的な施工計画について該当欄に簡潔に記述する。
- ② 作業説明図、又はその他必要に応じて簡潔な図等 (A3版、枚数は問わない) を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDFによる電子データとし、どの様式に添付するものであるか判別できるように 6-1 (別添) 頁等を記載し、添付書式上部右側に会社名を記載する。
- ③ 当該工事を標準案に基づき施工する場合は、同様式の上段当該箇所の□を■に置き換えて提出すること。(V E提案箇所の■は、□に置き換えること。)

(3) 発注者が設定している標準案

建築改修工事標準仕様書、現場説明事項書及び設計図による。

(4) 評価

- ① 入札参加者から提案される取組みに係る提案を評価する。
- ② 実施方法に関する内容が適正でない場合は採択しない。
- ③ 何も記載されていない場合は、未提出として取り扱う。
- ④ 採択された内容 (標準案程度のもをを除く) を次の評価基準により評価する。

(評価基準) 優(4.0) : 4項目以上の提案  
良(2.0) : 2～3項目の提案  
可(0.0) : 1項目以下の提案

(5) その他

- ① 提案に伴う工事費の増額について、発注者は増額を行わないので受注者の責で提案すること。
- ② 提出された施工計画書は、設計図書として扱う。受注者は、工事の施工に先立ち詳細な施工計画書を作成し、監督職員に提出する。監督職員の承諾を受けた後でなければ、当該工種に着手してはならない。また、受注者の責により、施工計画書どおりに施工が行われない場合は、是正の間、工事を一時中断する。なお、これに伴う工期延期は行わない。
- ③ 受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書による。



(別添 3) 作成要領 (ウ)

工事名 ○○庁舎改修建築その他工事
(ウ) 評価項目 工事騒音の低減に関する取組み

総合評価落札方式に関する提案項目と記載要領

(1) 提案項目

工事中の機械器具からの発生音、解体時の破碎音等の低減について、標準案より配慮した取組みを具体的に提案する。

(2) 記載要領

別記様式 6-3 に当該工事に採用する施工計画を提案する。

- ① 提案は、具体的な施工計画について該当欄に簡潔に記述する。
- ② 作業説明図、又はその他必要に応じて簡潔な図等 (A3版、枚数は問わない) を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDFによる電子データとし、どの様式に添付するものであるか判別できるように 6-1 (別添) 頁等を記載し、添付書式上部右側に会社名を記載する。
- ③ 当該工事を標準案に基づき施工する場合は、同様式の上段当該箇所の□を■に置き換えて提出すること。(V E提案箇所の■は、□に置き換えること。)

(3) 発注者が設定している標準案

関係法令、建築改修工事標準仕様書及び建設公害公衆災害防止対策要綱図による。

(4) 評価

- ① 入札参加者から提案される取組みに係る提案を評価する。
- ② 実施方法に関する内容が適正でない場合は採択しない。
- ③ 何も記載されていない場合は、未提出として取り扱う。
- ④ 採択された内容 (標準案程度のもものを除く) を次の評価基準により評価する。  
(評価基準) 優(4.0) : 4項目以上の提案  
良(2.0) : 2~3項目の提案  
可(0.0) : 1項目以下の提案

(5) その他

- ① 提案に伴う工事費の増額について、発注者は増額を行わないので受注者の責で提案すること。
- ② 提出された施工計画書は、設計図書として扱う。受注者は、工事の施工に先立ち詳細な施工計画書を作成し、監督職員に提出する。監督職員の承諾を受けた後でなければ、当該工種に着手してはならない。また、受注者の責により、施工計画書どおりに施工が行われない場合は、是正の間、工事を一時中断する。なお、これに伴う工期延期は行わない。
- ③ 受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書による。

(別添 4) 作成要領 (エ)

工事名 ○○庁舎改修建築その他工事
(エ) 評価項目 本工事に関わる建設副産物の 3R (リデュース、リユース、リサイクル) についての 取組み

総合評価落札方式に関する提案項目と記載要領

(1) 提案項目

当該工事を実施するに当たり、建設副産物の「現場発生抑制」、「発生材の再利用」、「発生材の再資源化」について、多様な取組みを促すため、具体的で現実的な施工計画の提案を行う。

ただし、発注者に引き渡す発生材は含まない。

(2) 記載要領

別記様式 6-4 に当該工事に採用する施工計画を提案する。

- ① 提案は、建設副産物の 3R についての具体的な取組む内容について品名及び取組体制等を項目毎に簡潔に記述する。
- ② 作業説明図、又はその他必要に応じて簡潔な図等 (A3 版、枚数は問わない) を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDF による電子データとし、どの様式に添付するものであるか判別できるように 6-1 (別添) 頁等を記載し、添付書式上部右側に会社名を記載する。
- ③ 当該工事を標準案に基づき施工する場合は、同様式の上段当該箇所の□を■に置き換えて提出すること。(VE 提案箇所の■は、□に置き換えること。)

(3) 発注者が設定している標準案

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を義務付け

(4) 評価

- ① 入札参加者から提案される取組みに係る提案を評価する。
- ② 実施方法に関する内容が適正でない場合は採択しない。
- ③ 何も記載されていない場合は、未提出として取り扱う。
- ④ 採択された内容 (標準案程度のもを除く) を次の評価基準により評価する。

(評価基準) 優(3.0) : 8項目以上の提案  
良(1.5) : 6～7項目の提案  
可(0.0) : 5項目以下の提案

(5) その他

- ① 提案に伴う工事費の増額について、発注者は増額を行わないので受注者の責で提案すること。
- ② 提出された施工計画書は、設計図書として扱う。受注者は、工事の施工に先立ち詳細な施工計画書を作成し、監督職員に提出する。監督職員の承諾を受けた後でなければ、当該工種に着手してはならない。また、受注者の責により、施工計画書どおりに施工が行われない場合は、是正の間、工事を一時中断する。なお、これに伴う工期延期は行わない。
- ③ 受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書による。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

〇〇省〇〇局長 殿

住 所 〒〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

担当者氏名 〇〇 〇〇

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mailアドレス 〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇

注) 電子入札方式による場合は、印は不要



平成 00 年 0 月 00 日付けで公示のありました〇〇庁舎改修建築その他工事に係る競争参加資格について確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 8. (4) ①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 8. (4) ②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 8. (4) ③に定める施工計画を記載した書面
- 4 入札説明書 8. (4) ④に定める技術提案を記載した書面
- 5 入札説明書 8. (4) ⑤に定める契約書の写し

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（430円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は不要です。

## 同種工事の施工実績

(単体又は経常建設工事共同企業体の代表者)

会社名: 注) 5.

競争参加資格	平成〇〇年度以降に次の(ア)、(イ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。) (ア)建物規模 〇〇〇〇 (イ)改修工事 〇〇〇〇	
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	〇〇〇〇
	施工場所	(都道府県市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	契約金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体/〇〇・〇〇共同企業体(出資比率〇〇%)
工事概要	建物用途	〇〇
	構造・階数	〇〇造地上〇階地下〇階
	建物規模	(㎡単位で記入する)
	工事成績評定点	〇点
	改修内容	(要求している改修工事内容を記載する)
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇) ・ 無

- 注) 1. 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。  
 2. 改修工事内容及び範囲の判る設計図書等を添付すること。  
 3. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。有りに○を付した場合はCORINSの登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。また当該技術者が担当した技術的内容が判る、当該工事の施工計画書の表紙及び現場組織図等を添付すること。  
 4. 工事成績評定点の欄に点数を記載した場合は、工事成績評定通知書の写しを添付する。  
 5. 経常建設工事共同企業体にあつて経常建設工事共同企業体として施工実績がない場合は各構成員ごとに別様とする。  
 6. 複数棟の建築工事をまとめて1件の工事として施工した場合は、当該資格要件に合致する建物1棟の建物用途、構造・階数等を記載すること。(なお、CORINSでは、建物群全体の情報が記載されているため、異なる場合がある。)  
 7. 改修工事内容及び範囲の判る設計図書等を添付すること。

## 同種工事の施工実績

(経常建設工事共同企業体の代表者以外の構成員)

会社名： 注) 5.

競争参加資格	平成〇〇年度以降に次の(カ)、(キ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有すること。 (カ)建物規模 〇〇〇〇 (キ)改修工事 〇〇〇〇	
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	〇〇〇〇
	施工場所	(都道府県市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	契約金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体/〇〇・〇〇共同企業体(出資比率〇〇%)
工事概要	建物用途	〇〇
	構造・階数	〇〇造地上〇階地下〇階
	建物規模	(㎡単位で記入する)
	工事成績評定点	〇点
	改修内容	(要求している改修工事内容を記載する)
CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇) ・ 無	

- 注) 1. 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。  
 2. 改修工事内容及び範囲の判る設計図書等を添付すること。  
 3. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。有りに○を付した場合はCORINSの登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。また当該技術者が担当した技術的内容が判る、当該工事の施工計画書の表紙及び現場組織図等を添付すること。  
 4. 工事成績評定点の欄に点数を記載した場合は、工事成績評定通知書の写しを添付する。  
 5. 経常建設工事共同企業体にあつて経常建設工事共同企業体として施工実績がない場合は各構成員ごとに別様とする。  
 6. 複数棟の建築工事をまとめて1件の工事として施工した場合は、当該資格要件に合致する建物1棟の建物用途、構造・階数等を記載すること。(なお、CORINSでは、建物群全体の情報が記載されているため、異なる場合がある。)  
 7. 改修工事内容及び範囲の判る設計図書等を添付すること。

## 主任（監理）技術者の資格・工事経験

会社名： \_\_\_\_\_

配置予定技術者の従事 役職・氏名	(フリガナ) 主任【監理】技術者 ○○ ○○				
法令による資格・免許	[建築工事の場合] 一級建築施工管理技士（取得年月日及び登録番号） 一級建築士（取得年月日及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）				
技術者表彰 [表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優秀○○○○表彰・○○○○工事] (○○○○部長・平成○年○月○日)				
資格要件	平成○○年度以降に、(ハ)、(キ)の基準を満たす改修工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (ハ)建物規模 ○○ (キ)改修工事 ○○○ 本競争の参加希望者が経常建設工事企業体である場合は、構成員のうちいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。 ただし、当該実績が平成X年X月X日以降に完成した○○局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が6.5点未満のものを除く。				
工事 経験 の 概 要	工事名称	○○○○○○○○工事			
	発注機関名	○○○○			
	工事場所	(都道府県市町村名) ○○県○○市○○町○-○-○			
	契約金額	○○○, ○○○千円			
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日			
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・○○担当技術者			
	建物用途	○○			
	構造・階数	○○造地上○階地下○階			
	建物規模	(㎡単位で記入する)			
CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号○○○-○○○○-○○) ・ 無				
工事成績 (過去5年間の同種・類似工事 の工事成績評定点を記入すること)	工事名称	工期	発注者名	CORINS番号	評定点
		~			
		~			

申請時 におけ る他工 事の従 事状況 等	発注機関名	〇〇〇〇
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者
	本工事と重複する 場合の対応措置	例）本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能
	CORIS登録の有無	有（CORINS登録番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇） ・ 無

- 注） 1. 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものと  
し、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。
2. 配置予定の技術者1人につき、1枚とする。
3. 経常建設工事共同企業体にあつては、所属する会社名も記載する。
4. CORINSに登録している場合は、登録番号を記載すること。
5. 複数棟の建築工事をまとめて1件の工事として施工した場合は、当該資格要件に合致する建物1棟の  
建物用途、構造・階数等を記載すること。（なお、CORINSでは、建物群全体の情報が記載されているた  
め、異なる場合がある。）
6. 改修工事内容及び範囲の判る設計図書等を添付すること。





品質管理(〇〇)に対する技術的所見

工事名 : \_\_\_\_\_  
会社名 : \_\_\_\_\_

■対象	〇〇の品質管理について
項 目	具 体 的 な 品 質 管 理 方 法
〇〇の品質管理 について	

会社名：

### 施工計画書

(外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み)

- ○○庁舎改修建築その他工事における標記の施工計画については以下のとおり提案します。  
本施工計画が認められた場合には、本計画書に基づき施工します。なお、認められない場合は、標準案に基づき施工します。
- 当該工事は、標準案に基づき施工します。

(外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み)	
工 種	具体的な品質管理の取組み

会社名：

### 施工計画書

(外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に  
対する安全に配慮した取組み)

- ○○庁舎改修建築その他工事における標記の施工計画については以下のとおり提案します。  
本施工計画が認められた場合には、本計画書に基づき施工します。なお、認められない場合は、標準案に基づき施工します。
- 当該工事は、標準案に基づき施工します。

外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組み	
安全措置	安全に配慮した具体的な取組み

会社名：

### 施工計画書

(工事騒音の低減に関する取組み)

- ○○庁舎改修建築その他工事における標記の施工計画については以下のとおり提案します。  
本施工計画が認められた場合には、本計画書に基づき施工します。なお、認められない場合は、標準案に基づき施工します。
- 当該工事は、標準案に基づき施工します。

#### 工事騒音の低減に関する取組み

発生する工事騒音	低減させる具体的な取組み

会社名 :

### 施工計画書

(本工事に関わる建設副産物の対応に関する取組み)

- ○○庁舎改修建築その他工事における標記の施工計画については以下のとおり提案します。  
本施工計画が認められた場合には、本計画書に基づき施工します。なお、認められない場合は、標準案に基づき施工します。
- 当該工事は、標準案に基づき施工します。

本工事に関わる建設副産物の対応に関する取組み

工種 (又はシステム)	建設副産物の対応に関する具体的な取組み

(様式例 4)

採否通知文(案) ← → (手持ち資料)

技術提案に基づく施工計画の採否通知

工事名称: ○○庁舎改修建築その他工事  
 応募者: A社

施工計画の提案の採否は以下の通りとする。ただし、採用に至らなかった項目については、標準案で実施するものとする。

○○庁舎改修建築その他工事個別評価

応募者: A社

評価項目

(ア) 外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み

提案NO.	技術の内容	審査結果	理由	提案個別評価	評価値	評価点	不採用理由	不適確理由	意見等
1	.....	不採用	設計図書と出来型が異なり、目的物の変更にあたるため。		良 (2)	2.0	窓形状等の意匠性に関わる提案であり、工事発注後に変更協議すべき内容であるため。	監理指針で言う「持ち出し工法」のことで、本工事の「カバー工法」では、アルミ形状が異なる。	
	.....	不採用	本工事は既存アルミ製建具を、かぶせ工法によりアルミ製建具を新設する工法である。				記載の工法は、本工事では該当しないため。		
		不採用	標準案に比べて、見映えに関する性能が劣るため。				室内の既存内装モルタル仕上げの精度に左右され、隙間に対処が不明瞭である。 また、額縁形状も異なり、目的物の変更にあたるため、工事発注後に変更協議すべき内容であるため。		
		不採用	設計図書と出来型が異なり、目的物の変更にあたるため。				窓形状等の意匠性に関わる提案であり、工事発注後に変更協議すべき内容であるため。	監理指針で言う「持ち出し工法」のことで、本工事の「カバー工法」では、アルミ形状が異なる。	
2		採用	別紙の取付け施工精度(面内倒れ±2.0mm以内、面外倒れ±2.0mm以内、皿板目違い±0.5mm以内、皿板目地±2.0mm以内、膳板目違い±0.5mm以内)について、全数実施することを前提に1項目として評価する。	取付精度の管理目標値を具体的に示した品質管理に向けた提案を評価する。				監理指針(P501)では、取付け精度の許容差は±2mm程度としている。	
3		不採用	設計図書と出来型が異なり、目的物の変更にあたるため。				窓の形状等が意匠性に関わる提案であることから、工事発注後に変更協議すべき内容であるため。	監理指針で言う「持ち出し工法」のことで、本工事の「カバー工法」では、アルミ形状が異なる。	
4		不採用	屋上は緑化されており、使用が認められないため。				屋上は緑化されており、施設管理者との協議事項であり、工事発注後に監督職員を通じて調整、変更協議生じることが予想されるため。		

5	採用	基幹技能者の導入を1項目として評価する。	(社)日本サッシ協会のサッシ・カーテンウォール基幹技能者であることを追加資料により確認			
6	採用	標準案であるため加点対象としない。		標準仕様書では、施工管理技術者及び管理体制要件と指導体制を求めていること、製品等の完成にあたっては検査を求めていることの追認である。		標準仕様書の用語の定義から、監督職員の検査は施工の各段階で請負者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、監督職員が適否を判断するとしている。

(イ) 外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組み

提案NO	技術の内容	審査結果	理由	提案個別評価	評価値	評価点	不採用理由	不適確理由	意見等
1		不採用	内部からの搬入は監督職員との協議事項であるため。				標準仕様書1. 3. 12「建築物の内外の後片付け及び清掃を行う」と明記されたことの追認である。		外部足場からの搬入を想定しており、内部からの搬入は監督職員との協議事項となる。
		採用	標準案であるため加点の対象としない。				現場説明事項書の施工条件等に明記されたことの追認である。		
2		採用	ガラス破損防止に関する提案を1項目として評価する。	ガラス破損による室内への汚損に配慮した提案である。					ガラスを破損しないように注意する内容をより具体的に提案している。
		採用	標準案であるため加点の対象としない。				標準仕様書3. 7. 4で、「汚染、損傷等のおそれがある場合は、必要に応じて養生を行う」に明記されている内容の範囲内と解釈する。		
3		採用	標準案であるため加点の対象としない。				標準仕様書1. 3. 7では、「建物内の火気の使用は、原則として禁止とする」に明記されたことの追認である。		
		採用	標準案であるため加点の対象としない。				標準仕様書5. 2. 5で、「原則として小ねじ留めとし、溶接留めとする場合は監督職員と協議する」と明記されたことの追認である。		標準仕様書1. 3. 7では、「建物内の火気の使用は、原則として禁止とする」に明記されたことの追認である。
4		採用	標準案と同程度の内容であるため加点の対象としない。	安全管理体制もとで当然に実施すべき内容であるため。		良(3)	標準仕様書1. 3. 1施工管理で、「工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う」と明記されている。また、工事用電力については有償で貸与することとしており、電気の取り出し方法は事前に施設管理者と打合せを行っているとの解釈できる。		
5		採用	標準案であるため加点の対象としない。			2.0	標準仕様書5. 1. 3改修工法で「外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立ての撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする」と明記されたことの追認である。		

6	採用	作業員の識別管理を1項目として評価する。			現場説明事項書の「現場及び技術に関わる事項」に「作業員には監督職員が認めた腕章等を着用させる」と明記されているが、ベストは腕章等に含まれないと解釈する。		
7	採用	標準案であるため加点の対象としない。			現場説明事項書の施工条件等に明記されたことの追認である。		
	採用	夜間時の自動監視方法を1項目として評価する。					電話回線による監視体制を設置することを確認した。
8	採用	標準案と同程度の内容であるため加点の対象としない。	安全管理体制のもとで当然に実施すべき内容であるため。		標準仕様書1.3.1施工管理で、「工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う」と明記されていることの追認である。		
9	不採用	交通誘導員の配置は監督員との協議事項であるため。			建設工事公衆災害防止対策要綱第20で、「施工者は、工事現場への車両の出入りに当たっては、必要に応じて、専従の交通誘導員を配置し、公衆の通行に支障を与えないようにしなければならないこととして、発注にあたり条件として提示する必要がある。		

(ウ) 工事騒音の低減に関する取組み

提案NO	審査結果	理由	提案個別評価	評価値	評価点	不採用理由	不適確理由	意見等
1	採用	新工具の導入を1項目として評価する。			優 (4) 4.0			
2	採用	ドリルの高周波騒音低減を1項目として評価する。						
3	採用	作業効率と工事騒音低減の対策を1項目として評価する。						作業効率が良くなると同時に、騒音低減効果が高い。
	採用	作業員教育効果を1項目として評価する。						数量が多く、作業員全員の意識向上に役立つ。
4	採用	標準案であるため加点の対象としない。				現場説明事項書の施工条件等に明記されたことの追認である。		
	採用	標準案であるため加点の対象としない。				現場説明事項書の施工条件等に明記されたことの追認である。		
	不採用	監督職員との協議事項であるため。				施設管理者との調整で変更することが予想されるもので、今後、協議すべき内容としていきたい。		
	不採用	監督職員との協議事項であるため。				施設管理者との調整で変更することが予想されるもので、今後、協議すべき内容としていきたい。		
5	採用	標準案であるため加点の対象としない。	都条例で義務づけられている。			都条例(環境確保条例52条)で義務づけられているため。		



(エ) 本工事に関わる建設副産物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)についての取組み

提案NO	技術の内容	審査結果	理由	提案個別評価	評価値	評価点	不採用理由	不適確理由	意見等	
1		採用	サッシの工場組立、ガラス及びガラス留め材の一体化を2項目として評価する。		良 (7)	1.5			ユニット化関連項目のため、ガラスとカバー材で2項目として評価する。	
2										
3		採用	タイルの切り込み屑削減対策を1項目として評価する。							現場採寸を実施しており、役物タイルは工場での製作が原則である。
4		採用	資材梱包の簡素化を1項目として評価するが、実施項目を監督職員と協議すること。							簡易梱包化の提案と採れる。ただし、外部建具改修全般を指しており製品の特定や養生材の種類が特定できず、今後具体化する必要がある。
		不採用	養生材の種類等が具体的でないため。						養生材の種類が特定できず、工事監理上混乱する。	
		採用	養生材の発生抑制について1項目として評価する。							建設副産物の現場発生抑制の観点からは効果が期待できるが、リユースに関しては効果が期待できない。
5		不採用	本工事で発生する建設副産物の取組みではないため。						従来から再利用品であり、新たな取組みにあたらな い。 環境配慮ではあるが建設副産物の取組みとは直接的には関係がない。	
6		採用	アルミ材は監督職員に引き渡しであるが、分別集積を1項目として評価する。							
7		採用	使用ガラスのリサイクルを1項目として評価する。					建築工事における建設副産物監理マニュアル・同解説による産業廃棄物の定義よれば、新築のガラス端材は、メーカー回収だが改修のガラスが「産業廃扱い」となるため。		
8		不採用	発生材として監督職員に引き渡すため。				設計図書で特記されたことの追認である。			

〇〇庁舎改修建築その他工事【評価ポイント及び加算点整理表】

会社名		A社	B社	C社	D社	E社
(ア)	外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0
(イ)	外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全性に配慮した取組み	2.0	2.0	2.0	4.0	2.0
(ウ)	工事騒音の低減に関する取組み	4.0	4.0	0.0	4.0	4.0
(エ)	本工事に関わる建設副産物の対応に関する取組み	1.5	1.5	1.5	1.5	3.0
合計評価ポイント		9.5	7.5	3.5	11.5	11.0
加算点		<b>9.5</b>	<b>7.5</b>	<b>3.5</b>	<b>11.5</b>	<b>11.0</b>
備考						

標準点=100点

加算点=15点(最大)

**(様式例 5)****技術提案に基づく施工計画の採否通知**

工事名称: ○○庁舎改修建築その他工事

応募者: A社

施工計画の提案の採否は以下の通りとする。ただし、採用に至らなかった項目については、標準案で実施するものとする。

## 評価項目

## (ア) 外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み

提案NO.	技術の内容	審査結果	理由
1	.....	不採用	設計図書と出来型が異なり、目的物の変更にあたるため。
	.....	不採用	本工事は既存アルミ製建具を、かぶせ工法によりアルミ製建具を新設する工法である。
		不採用	標準案に比べて、見映えに関する性能が劣るため。
		不採用	設計図書と出来型が異なり、目的物の変更にあたるため。
2		採用	別紙の取付け施工精度(面内倒れ±2.0mm以内、面外倒れ±2.0mm以内、皿板目違い±0.5mm以内、皿板目地±2.0mm以内、膳板目違い±0.5mm以内)について、全数実施することを前提に1項目として評価する。
3		不採用	設計図書と出来型が異なり、目的物の変更にあたるため。
4		不採用	屋上は緑化されており、使用が認められないため。
5		採用	基幹技能者の導入を1項目として評価する。
6		採用	標準案であるため加点対象としない。

## (イ) 外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組み

提案NO.	技術の内容	審査結果	理由
1		不採用	内部からの搬入は想定していないため。
		採用	標準案であるため加点の対象としない。
2		採用	ガラス破損防止に関する提案を1項目として評価する。
		採用	標準案であるため加点の対象としない。
3		採用	標準案であるため加点の対象としない。
		採用	標準案であるため加点の対象としない。
4		採用	標準案と同程度の内容であるため加点の対象としない。
5		採用	標準案であるため加点の対象としない。
6		採用	作業員の識別管理を1項目として評価する。
7		採用	標準案であるため加点の対象としない。
		採用	夜間時の自動監視方法を1項目として評価する。
8		採用	標準案と同程度の内容であるため加点の対象としない。
9		不採用	交通誘導員の配置は監督員との協議事項であるため。

(ウ) 工事騒音の低減に関する取組み

提案NO.	技術の内容	審査結果	理由
1		採用	新工具の導入を1項目として評価する。
2		採用	ドリルの高周波騒音低減を1項目として評価する。
3		採用	作業効率と工事騒音低減の対策を1項目として評価する。
		採用	作業員教育効果を1項目として評価する。
4		採用	標準案であるため加点の対象としない。
		採用	標準案であるため加点の対象としない。
		不採用	監督職員との協議事項であるため。
		不採用	監督職員との協議事項であるため。
5		採用	標準案であるため加点の対象としない。

(エ) 本工事に関わる建設副産物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)についての取組み

提案NO.	技術の内容	審査結果	理由
1		採用	サッシの工場組立、ガラス及びガラス留め材の一体化を2項目として評価する。
2			
3		採用	タイルの切り込み屑削減対策を1項目として評価する。
4		採用	資材梱包の簡素化を1項目として評価するが、実施項目を監督職員と協議すること。
		不採用	養生材料の種類等が不明瞭であるため。
		採用	養生材の発生抑制について1項目として評価する。
5		不採用	本工事で発注する建設副産物の取組みではないため。
6		採用	アルミ材は監督職員に引き渡しであるが、分別集積を1項目として評価する。
7		採用	使用ガラスのリサイクルを1項目として評価する。
8		不採用	発生材として監督職員に引き渡すため。

入札順位調書

(単位:千円)

予定価格(消費税抜き)	150,000
調査基準価格(消費税抜き)	120,000

基準評価値	0.000666666
-------	-------------

平成〇年〇月〇日

執行職員 ○○○○

立会人 ○○○○

(様式例 6)

件名 : ○〇庁舎改修建築その他工事

業者名	技術提案に対する加算点				基礎点 (100点) +加算点 (A)	第1回入札					第2回入札					第3回入札					備考
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)		入札価格 (千円) (B)	予定 価格 以下	評価値 (A/B)	基準評 価値以 上	総合 順位	入札価格	予定 価格 以下	評価値	基準評 価値以 上	総合 順位	入札価格	予定 価格 以下	評価値	基準評 価値以 上	総合 順位	
A社	2.0	2.0	4.0	1.5	109.5	143,000	○	0.000765734	○	3											
B社	0.0	2.0	4.0	1.5	107.5	142,000	○	0.000757042	○	4											
C社	0.0	2.0	0.0	1.5	103.5	135,000	○	0.000766666	○	2											
D社	2.0	4.0	4.0	1.5	111.5	145,000	○	0.000768965	○	1											(落札)
E社	2.0	2.0	4.0	3.0	111.0	152,000	×	0.000730263	○	-											

適用条項 会計法第29条の3第1項

上記金額は、業者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額である。

※記号表:【技術提案に対する加算点】

(ア)外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に関わる品質管理の取組み

(イ)外部建具取り外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組み

(ウ)工事騒音の低減に関する取組み

(エ)本工事に関わる建設副産物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)についての取組み

**(様式例 7)**

**工事請負契約書**

- 1 工 事 名           ○○庁舎改修建築その他工事
- 2 工 事 場 所       東京都千代田区○○○-○-○
- 3 工           期       平成○年○月○日から  
                          平成○年○月○日まで
- 4 請負代金額       ¥152,250,000. -  
  (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)   ¥7,250,000. -
- 5 技術提案

外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に係わる品質の取組みに関する技術提案	
提案を求めた項目	採用された提案内容
外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取り付けるにあたり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。	○○○○○・・ ・・ ・・ ・・ ・・
外部建具取外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組みに関する技術提案	
提案を求めた項目	採用された提案内容
外部建具取外し時における室内の備品や資料等については、強風雨や侵入者等による紛失及び盗難防止を図る。併せて施設利用者等の第三者に対する安全に配慮した取組みを具体的に提案する。	○○○○○・・ ・・ ・・ ・・ ・・



※契約書本編の第1条から第55条は省略

附 則

(技術提案内容の履行義務)

第1条 乙は、契約書記載の技術提案の内容（以下「技術提案内容」という。）を履行しなければならない。

(技術提案内容が履行されない場合の措置)

第2条 乙の責に帰すべき事由により技術提案内容が履行されない場合、甲は、当該履行を、期限を定めて乙に請求する。

2 前項により請求した期限内に、乙が技術提案内容の履行をしない場合は、甲は第4項及び第5項に定める措置をとるものとする。

3 乙から技術提案内容の履行について協議をしたい旨の申し出があり、甲及び乙が協議した結果、甲が当該履行が困難である又は合理的でないと認めた場合は、甲は第4項及び第5項に定める措置をとるものとする。

4 乙が技術提案内容を履行することができない項目について、次式により当該項目に係る加算点分相当額を算出し、請負代金額からこの加算点分相当額を減額する。

$$\text{加算点分相当額} = \Sigma \{ \text{履行できない項目の加算点} \times \text{入札価格} / (\text{標準点} + \text{各項目の加算点の合計}) \}$$

<b>外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に係わる品質の取組みに関する技術提案</b>	加算点
外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取り付けるにあたり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。	0
<b>外部建具取外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組みに関する技術提案</b>	加算点
外部建具取外し時における室内の備品や資料等については、強風雨や侵入者等による紛失及び盗難防止を図る。併せて施設利用者等の第三者に対する安全に配慮した取組みを具体的に提案する。	4
<b>工事騒音の低減に関する取組みに関する技術提案</b>	加算点
工事中の機械器具からの発生音、解体時の破砕音等の低減について、標準案より配慮した取組みを具体的に提案する。	4
<b>本工事に関わる建設副産物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての取組みに関する技術提案</b>	加算点
当該工事を実施するにあたり、建設副産物の「現場発生抑制」、「発生材の再利用」、「発生材の再資源化」について、多様な取組みを促すため、具体的で現実的な施工計画の提案を行う。ただし、発注者に引き渡す発生材は含まない。	0

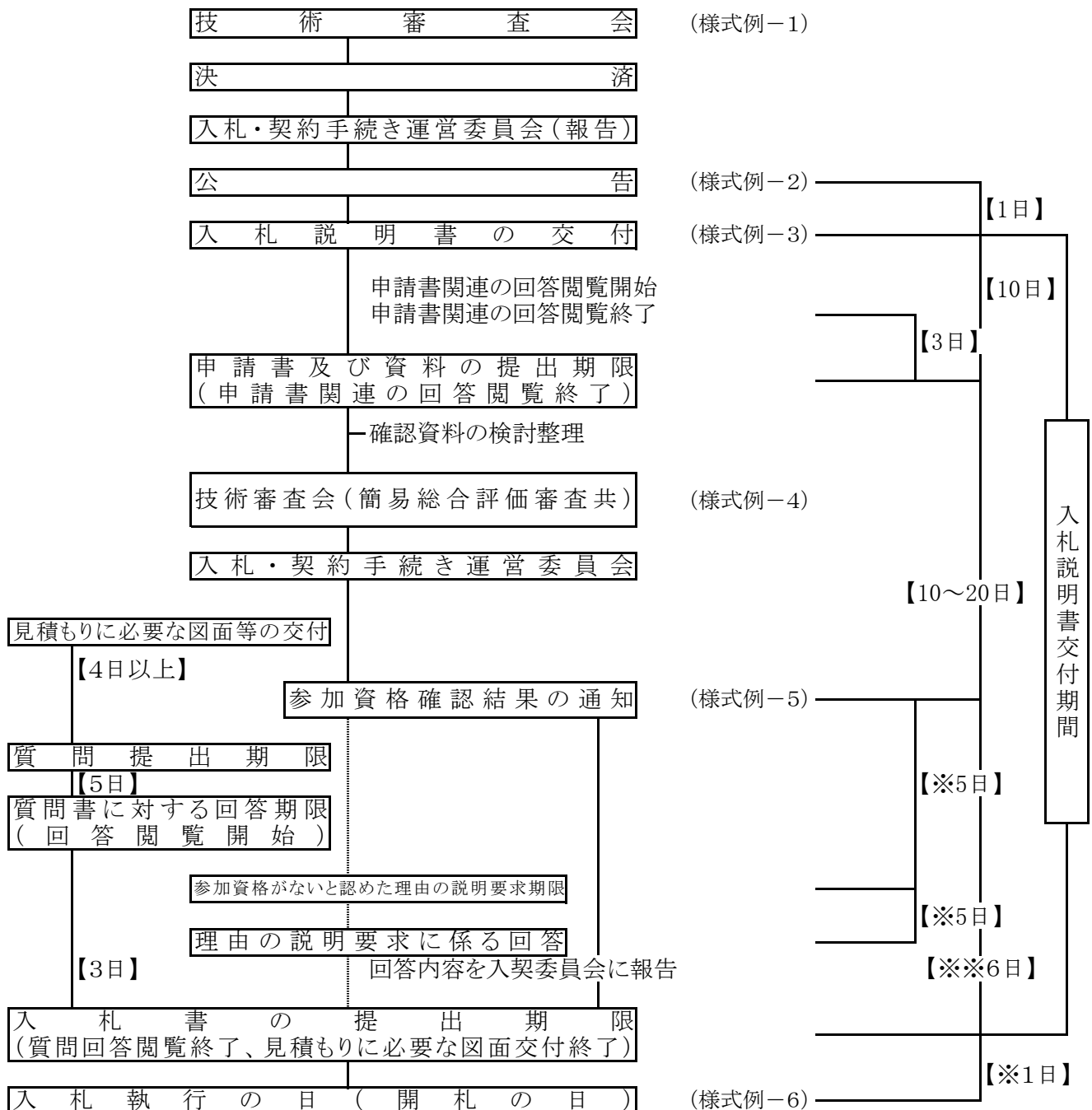
5 前項の場合においては、入札説明書の定めるところにより本工事に係る工事成績評定点を減ずる。



## 2. 簡易型の場合

### 実施フロー例(一般競争入札(政府調達協定対象外)の場合)

〇〇庁舎空調改修機械設備工事(簡易型総合評価落札方式)



注1. ※印 行政機関の休日を含まない日数

注2. ※※印 参加資格がないと認めた理由説明要求が無かった場合(休日含まず)。あった場合は延期

注3. 【 】は標準日数

**(様式例 1)****〇〇庁舎空調改修機械設備工事****1. 工事概要**

(1) 工事施工場所	〇〇市〇〇1丁目1-1
(2) 工事種別	暖冷房衛生設備工事
(3) 当該工事の内容	建物用途 庁舎（既存） 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 建物規模 延べ面積 7,777㎡ 工事種目 空気調和設備、自動制御設備
(4) 単体・特定JV	単体
(5) 契約方式	一般競争（総合評価落札方式 簡易型）
(6) 契約予定時期	平成〇年〇月
(7) 予定工期	契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで
(8) 概算工事費	約1億円
(9) 競争参加資格	暖冷房衛生設備工事 ○等級

**2. 競争参加資格の条件設定**

(1) 条件設定	平成〇年度以降に次の（ア）から（ウ）の基準を満たす新築又は増築工事の中から暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）を元請けとして施工した実績を有すること。 （ア）建物用途 庁舎、事務所又は類似施設。 （イ）建物規模 延べ面積 3,000㎡以上。 （ウ）工事種目 空気調和設備
(2) 条件設定の考え方	当局が発注した建築工事のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が60点以上であること。
(3) その他特記事項	特になし

**3. 主任（監理）技術者の条件設定考え方**

(1) 条件設定文	① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 ② 平成〇年度以降に、上記2.の1)に掲げる工事の経験を有する者であること。
(2) 経験対象工事	同上

**4. 総合評価**

(1) タイプ	簡易型
(2) 最大加算点	30点
(3) 評価項目及び評価指標	① 品質管理（配管工事）に対する技術的所見 ② 安全管理（資機材搬入時など）に対する技術的所見

**5. 対象会社数**

(1) 条件設定による対象会社数	CORINS情報において施工実績を確認した結果は次のとおり。 20社
(2) その他特記事項	特になし

**(様式例 2)**

**入札公告 (建設工事)**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官 〇〇

**1 工事概要**

- (1) 工事名 〇〇庁舎空調改修機械設備工事 (電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 〇〇市〇〇1丁目1-1
- (3) 工事内容 建物用途 庁舎 (既存)  
構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階  
建物規模 延べ面積 7,777 m<sup>2</sup>  
工事種目 空気調和設備、自動制御設備
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで。
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (6) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)の工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案(入札時に施工方法等の提案に係るものを除く。)を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

**2 競争参加資格**

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当局における暖冷房衛生設備工事に係る〇等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当局が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成〇年度以降に次の(ア)から(ウ)の基準を満たす新築又は増築工事の中からの暖冷房衛生設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)を元請けとして施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が〇〇省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社は上記の実績を有し、その他の構成員にあつてはそれぞれ元請けとして、上記の実績を有すること。ただし、その他の構成員にあつては(イ)の建物規模を1,000 m<sup>2</sup>に読み替える。

(ア) 建物用途 庁舎、事務所又は類似施設。

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室(いずれも空気調和設備を有する部分に限る。)の面積(これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設、又は当該施設の延べ面積の過半に満たない施設にあつては、当該用途に係る面積が下記の(イ)に示す延べ面積以上の施設を指すものとする。

(イ) 建物規模 延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上。

なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあつても、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)が満たされているものについては同等の実績として認めることとする。「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、

他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

(ウ) 工事種目 空気調和設備

- (5) 次に示す①及び②に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。
- ① 品質管理（配管工事）に対する技術的所見
  - ② 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 平成〇年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が〇〇省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
  - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（〇年〇月〇日付け〇〇第〇号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 当局が発注した暖冷房衛生設備工事のうち、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までの5年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が60点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- [注：受託者が設計共同体である場合は、「上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。」と記載する。]
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。(入札説明書参照)
- (11) 〇〇又は〇〇県内に〇〇工事業に係る建設業の許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、〇〇省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点30点（2(5)に関する提案（以下「技術提案」という。）など以下に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。）を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 技術提案（簡易な施工計画）に関する事項
- (イ) 施工能力に関する事項
- (ウ) 企業の技術力に関する事項
- (エ) 技術者の能力に関する事項
- (オ) 地域精通度・地域貢献度に関する事項
- (カ) 工事信頼度に関する事項

(3) 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の技術提案による評価項目（評価指標）を評価し、  
評価値＝{(標準点＋加算点) / (入札価格)}

の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ② 提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

(4) 上記3(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 4 入札手続等

- (1) 担当部局  
○○○○○○
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法  
○○○○○○
- (3) 申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法  
○○○○○○
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
○○○○○○

#### 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
○○○○○○
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3(3)の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。  
ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。
- (5) 契約締結後の技術提案  
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、上記3に関する内容は対象としない。詳細は追加特記仕様書等による。
- (6) 配置予定監理技術者の確認  
落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 手続における交渉の有無 無
- (9) 契約書作成の要否 要
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 技術提案等の内容についてのヒヤリングは原則として行わない。なお、ヒヤリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (14) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

**(様式例 3)**

**入札説明書**

〇〇庁舎空調改修機械設備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成〇年〇月〇日

2. 契約担当官等  
支出負担行為担当官 ○○○○○○

3. 工事概要

- (1) 工事名 〇〇庁舎空調改修機械設備工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 〇〇市〇〇1丁目1-1
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで。
- (5) 工事種目 空気調和設備、自動制御設備
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、入札時に簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案（入札時に施工方法等の提案に係るものを除く。）を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (9) その他 ○○○○○○○○

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当局における暖房衛生設備工事に係る〇等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当局が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成〇年度以降に、元請けとして、次の（ア）から（ウ）までの基準をすべて満たす新築又は増築工事における暖房衛生設備（工事種目についてのシステム一式工事）工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を施工した実績を有すること。なお、当該実績が平成X年X月X日以降に完成した当省発注工事に係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社は上記の実績を有し、その他の構成員にあつてはそれぞれ元請けとして、上記の実績を有すること。ただし、その他の構成員にあつては（イ）の建物規模を1,000㎡に読み替える。

（ア）建物用途 庁舎、事務所又は類似施設。

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設、又は当該施設の延べ面積の過半に満たない施設にあつては、当該用途に係る面積が下記の（イ）に示す延べ面積以上の施設を指すものとする。

（イ）建物規模 延べ面積 3,000㎡以上。

なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあつても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が満たされているものについては同等の実績と

して認めることとする。（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

(ウ) 工事種目 空気調和設備

- (5) 次に示す①及び②に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。
- ① 品質管理（配管工事）に対する技術的所見
  - ② 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
「又はこれと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
    - ・技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術管理部門（選択科目を「流体機械」、「冷暖房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。なお、記載した資格を確認できる資料を添付すること。
  - ② (4)に掲げる工事の経験を有する者であること（品質証明員としての経験は除く。）。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。）ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。  
なお、当該実績が平成X年X月X日以降に完成した当省発注工事に係る実績である場合にあつては、評定合計が65点未満のものを除く。
  - ③ 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
  - ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
    - ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格証を有する者。
    - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（〇年〇月〇日付け〇〇第〇号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 当局が発注した暖冷房衛生設備工事のうち、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までの5年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が60点以上であること。
- (9) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 〇〇又は〇〇県内に〇〇工事業に係る建設業の許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、〇〇省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (9)の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ (株) 〇〇設計

(2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

#### 6. 担当部局

〇〇〇〇〇〇〇

#### 7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書についても次に従い、提出すること。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び技術資料及び技術提案書を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料及び技術提案書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書、資料及び技術提案書の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参、郵送（書留郵便に限る）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵便等」という。）すること。

紙入札方式の場合は持参を認めるが郵送又は電送は受け付けない。

1) 電子入札システムによる提出の場合：

① 提出期間：平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）まで。

休日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

② 提出場所：6. に同じ。

③ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）及び「技術資料」（表紙及び別記様式-2, 3, 4）、VE提案書フィールドに「技術提案書」をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書及び、技術資料並びに技術提案書の合計ファイル容量がそれぞれ1MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（電子メール送信容量は3MB以内とする。）（締切日時必着）で提出すること。郵送、電送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送、電送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送、電送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、申請書、資料及び技術提案書として送信すること。

1. 郵送、電送又は電子メールする旨の表示

2. 郵送、電送又は電子メールする書類の目録

3. 郵送、電送又は電子メールする書類のページ数

4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

④ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇



2) 持参による提出の場合：

○○○○○○○

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。  
(3) 技術資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成○年度以降に、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が平成X年X月X日以降に完成した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 施工実績

4. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4. (6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更(19.で後述)できるものとする。

③ 近隣地域内の工事实績(別記様式-4)

近隣地域内における施工実績(発注機関及び工種は問わない。)を記載する。

但し、近隣地域内とは○○又は○○県内とし、施工規模は受注金額が概ね1億円以上の施工実績とし、1件(最大3件までとする。)記載すること。

なお、1億円以上の施工実績がない場合は、1億円未満の施工実績でも差し支えないが、500万円未満の実績は評価しない。

また、別記様式-2に記載する施工実績と重複した記載でもよい。

④ 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

⑤ 地域貢献度の実績

平成○年度以降に災害復旧等で、○○又は○○県内の当局事務所から感謝状を与えられた企業(表彰企業は除く)、又は、地域ボランティア等により、地域行政から感謝状を与えられた企業については、その感謝状の写しを添付する。

⑥ 技術提案書の提出

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる工程管理、品質管理の技術的事項に対する所見を技術提案書(別記様式5及び6)に記載すること。

⑦ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

⑧ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

⑨ 技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。

(4) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を当局VE審査委員会において行う。

・着眼点 : 発注者の主旨の理解度、施工計画。

- (5) 技術資料作成説明会  
技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。
- (6) 競争参加資格の確認は、申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成〇年〇月〇日までに通知する。通知において、技術提案による施工計画の提出者については、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知する。この際、否とした場合には、理由を付して通知する。
- (7) 設計図書書の交付期間、場所及び方法  
○○○○○○○
- (8) 競争参加資格確認資料のヒアリング  
競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。
- (9) その他
  - ① 申請書、技術資料及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書、技術資料及び技術提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - ③ 提出された申請書、技術資料及び技術提案書は、返却しない。
  - ④ 提出期限以降における申請書、技術資料及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして当局が承認した場合においてはこの限りではない。
  - ⑤ 申請書、技術資料及び技術提案書に関する問い合わせ先  
○○○○○○○

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限：平成〇年〇月〇日（〇）午後〇時
  - ② 提出場所：6. に同じ。
  - ③ 提出方法：電子入札システムによる。ただし、紙入札方式の場合は持参を認めるが郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成〇年〇月〇日（〇）までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

9. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み  
本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
  - ① 入札説明書に示された標準的な参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
  - ② 4. (5)に関する提案（以下「技術提案」という。）や技術資料で示された実績等により最高 30 点の加算点を与える。
  - ③ 得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。  
総合評価落札方式に関する詳述は、別添資料 1 「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を
- (2) 以下に示す。
  - (2) 評価項目  
評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
    - (ア) 上記 4. (5)に示す項目に対する提案（簡易な施工計画）に関する事項  
施工計画の適切性、付与条件との整合、技術的裏付けなどにより評価
    - (イ) 施工能力に関する事項  
手持ち工事量により評価
    - (ウ) 企業の技術力に関する事項  
同種・類似工事の施工実績、工事成績、優良工事表彰、安全管理優良表彰、その他表彰により評価
    - (エ) 技術者の能力に関する事項  
保有資格、同種・類似工事の実績、工事成績、優良工事技術者表彰により評価
    - (オ) 地域精通度・地域貢献度に関する事項  
地域内での拠点の有無、近隣での実績、地域貢献の実績などにより評価

(カ) 工事信頼度に関する事項

不誠実な行為などにより評価

(3) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は別添資料1「総合評価落札方式の内容」5. に示す。

(4) 落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、評価値＝{(標準値+加算値) / 入札価格}の最も高い者を落札者とする。

① 入札参加者は、価格及び(3)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件に該当する者のうち、(5)「総合評価の方法」によって算出された数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格に制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件(標準値)を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(5) 履行の確認

技術提案書の技術的所見に記載された内容については、工事完了時に履行状況の検査を行うものとし、受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。

10. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 受領期間： ○○○○○○○○

② 提出場所： 6. に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参、郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認すること、また次のとおり閲覧に供する。

① 期間： ○○○○○○○○

② 場所： 6. に同じ。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送等による入札は認めない。

また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送(押印済の入札辞退届)で入札の辞退を申し込むとともにすみやかに書面により入札辞退届を提出すること。

(1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、○○○○○○○

(2) 持参による入札の場合は、○○○○○○○～持参すること。

(3) 開札は、○○○○○○○にて行う。

(4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。
  - ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
  - ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
  - ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。
 不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 ○○○○○○

14. 工事費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

工事費内訳書の内容は、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（様式自由。）とする。

1) 電子入札方式の場合

- ① 提出方法：工事費内訳書を③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書をそれぞれ添付し、入札書とともに送信すること。
- ② 郵送について：工事費内訳書が1MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
  - 1. 郵送する旨の表示
  - 2. 郵送する書類の目録
  - 3. 郵送する書類のページ数
  - 4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- ③ ファイル形式：電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、7.(1)③と同じ形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

2) 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。表封筒には、件名、あて名及び入札者の氏名を表記すること。

- (2) 工事費内訳書は参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当官等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、当局特定調達契約（工事等）入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

#### 15. 開札

紙入札方式による場合は入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

#### 16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

#### 17. 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9(4)の評価方法で決定するものとする。

なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」(別添資料1)による。

#### 18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお 実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

ニ) 上記ハ)において途中交代を認める際の現場対応。

- ・交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- ・技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

- ・工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

#### 19. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4.(6)に定める要件と同一の要件(4.

(6)に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

① 6 5点未満の工事成績評定を通知された企業

② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書の基ついで修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業

④ 自らに起因して後期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件 ○○○○○○○○○○

22. 火災保険付保の要否 否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24. 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受け取った日の翌日起算してから7日(休日を除く。)以内に、書面により、当局に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：○○○○○○○○

② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：  
○○○○○○○○

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

26. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、7.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5) 契約後のVEの技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、7.(3)⑥に関する内容は対象としない。詳細は特記仕様書等による。

(6) 予算決算及び会計令第86条に規定する調査(低入札価格調査)を受けた者との契約については、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

(7) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、○○センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

(8) システム操作上の手引き書としては、「電子入札準備手順書」を参考とすること。

「電子入札準備手順書」は、○○センターホームページでも公開している。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先 ○○○○○○

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記6.、上記7.(10)へ連絡すること。

- (10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。
- (11) 第1回目の入札において落札者が決定しなかったとなった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混雑する可能性がある為、発注者から指示する。発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

(別添資料 1)

総合評価落札方式の内容

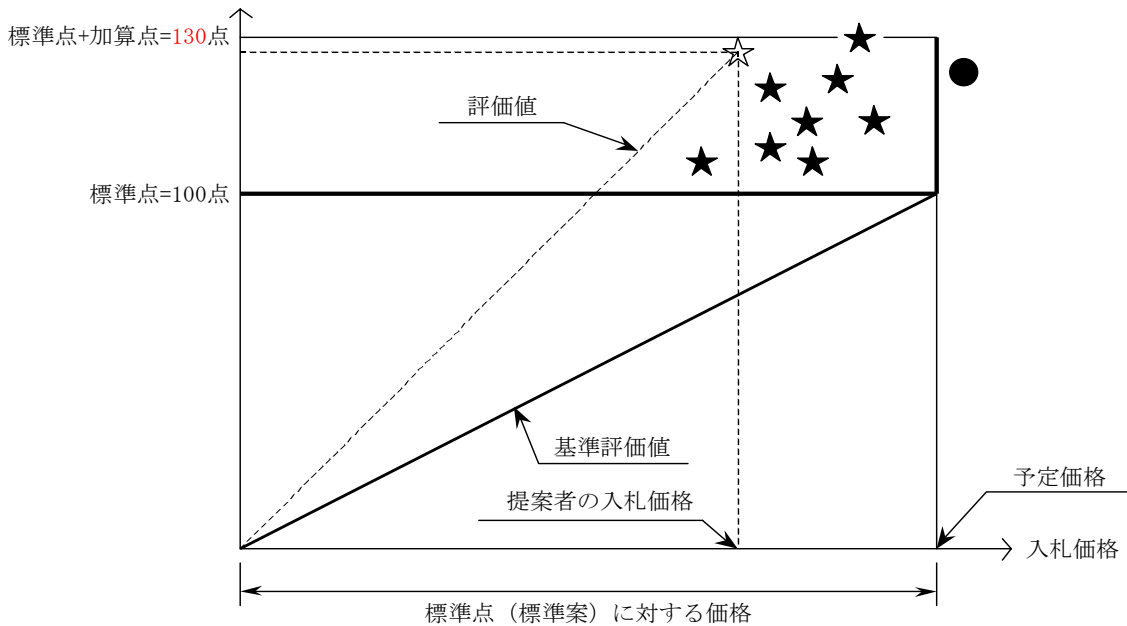
1. 総合評価落札方式（簡易型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、6. 加算点の付与の考え方により点数を付与する方式である。

2. 総合評価の仕組み

① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示す。



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
- : 非落札者（予定価格以上）

$$\begin{aligned} \text{基準評価値} &= \text{標準点（100点）} / \text{予定価格} \\ \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{予定価格} &= \text{標準案に対する工事費} \\ \text{入札価格} &= \text{技術提案内容等に対する見積工事費} \end{aligned}$$

② 落札者の決定方法

以下の条件を満たし、評価値が最も高い者を落札者とする。

- a. 入札価格 ≤ 予定価格
- b. 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと（標準点以上）
- c. 評価値 ≥ 基準評価値

\* 条件を満たし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

3. 評価項目及び評価指標

① 技術提案 : 施工計画のうち、次の提案について評価する。

- \*品質管理（配管工事）に対する技術的所見
- \*安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見

② 入札に参加しようとする者の施工能力に関する事項

手持ち工事量により評価

③ 入札に参加しようとする者の技術力に関する事項

同種・類似工事の施工実績、工事成績、優良工事表彰、安全管理優良表彰、その他表彰により評価



- ④ 配置予定技術者の能力に関する事項  
 保有資格、同種・類似工事の実績、工事成績、優良工事技術者表彰により評価
- ⑤ 入札に参加しようとする者の信頼度・社会性に関する事項  
 地域内での拠点の有無、近隣での実績、地域貢献の実績などにより評価

4. 標準点及び加算点

- ① 標準点： 発注者が求める条件（標準案）を満たしていれば、標準点として100点を付与する。
- ② 加算点： 5. 加算点の付与の考え方に応じて付与する点数とする。

5. 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は以下の通りとする。

評価項目及び指標			加算点 (下記に示す 点数の範囲で 付与する)
施工の確 実性	施工計画	簡易な 品質管理（配管工事）に対する技術的所見	10
		施工計画 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見	10
	施工能力	手持ち工事量による評価	10
		同種工事の施工実績	
		工事成績	
	企業の技術力	優良工事表彰	
		安全管理優良請負者表彰	
		イメージアップ優良工事表彰（その他表彰）	
		技術者の能力	
	技術者の能力	資格	
同種工事の施工実績			
工事成績			
優良工事技術者表彰			
企業の 信頼性、 社会性	地域精通度 地域貢献度	地域内での拠点の有無	
		近隣地域での施工実績	
		ボランティア活動等による地域貢献の実績	
工事信頼度		別添資料2参照	
合計加算点の最大値			30

6. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定（入札参加者が10社の場合の例）

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	30.0000	130.000	1.9500	66.6666	☆ 1
②	100	15.0000	115.000	1.7500	65.7142	2
③	100	20.0000	120.000	1.8500	64.8648	3
④	100	0.0000	100.000	1.5500	64.5161	4
⑤	100	25.0000	125.000	1.9500	64.1025	5
⑥	100	12.0000	112.000	1.7500	64.0000	6
⑦	100	5.0000	105.000	1.6500	63.6363	7
⑧	100	15.0000	115.000	1.9000	60.5263	8
⑨	100	18.0000	118.000	2.0500	—	注1 —
⑩	100	30.0000	130.000	2.2000	—	注1 —

- ・注1：予定価格を超過
- ・☆：落札者
- ・予定価格＝2.0(億円)
- ・加算点、評価値については、少数第5位切り捨て。

(別添資料 2)

## 工事信頼度等の評価について

1. 事故等による安全対策について、口頭注意後 2 週間は－1 点、文書注意後 2 週間は－2 点評価とする。
2. 贈賄等による指名停止の有無を評価し、営業停止又は指名停止期間処置後の 3～6 ヶ月、文書注意後 2 ヶ月、口頭注意後 1 ヶ月の期間については、－2 点評価とする。
3. 建設事業への貢献度として、各団体等との協働作業も含め、地域社会への信頼度が低いと判断される企業については、－2 点評価とする。
4. 発注機関の信頼度として、各企業において、発注機関への信頼度が特に低い企業については、－1 点評価とする。
5. 平成〇年〇月以降に他機関等でトラブルが生じた企業で、過去 2 ヶ年の当局での受注工事の評価（工事評定）が低い企業はマイナス評価とする。  
なお、過去 2 ヶ年の工事評定点が 68 点以上 72 点未満は－1 点、65 点以上 68 点未満は－2 点、65 点未満は－3 点評価とする。
6. 低入札工事における評価
  - ① 平成〇年〇月以降に当局の工事で低入札を行った企業については、過去 2 か年の当局での受注工事の評価（工事評点）が低い場合、マイナス評価とする。  
なお、過去 2 ヶ年の工事評定点が 68 点以上 72 点未満は－1 点、65 点以上 68 点未満は－2 点、65 点未満は－3 点評価とする。
  - ② 平成〇年〇月以降に当局の工事において低入札で契約した工事の評価（工事成績）が低い場合は、当該工事の完成年度及び、次年度においてマイナス評価とする。  
なお、低入札の工事評定点が 68 点以上 72 点未満は－1 点、65 点以上 68 点未満は－2 点、65 点未満は－3 点評価とする。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

平成〇年〇月〇日付けで公告のあった〇〇庁舎空調改修機械設備工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

記

1. 入札説明書7.(3)①に定める施工実績を記載した書面
2. 入札説明書7.(3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
3. 入札説明書7.(3)③に定める近隣地域内の工事实績を記載した書面
4. 入札説明書7.(3)④に定める契約書の写し [契約書の提出の写しを求める場合のみ]
5. 入札説明書7.(3)⑤に定める地域貢献度の実績として感謝状の写し (ある場合のみ)
6. 入札説明書7.(3)⑥に定める技術提案書を記載した書面

注) 〇〇局長の承認を得て紙入札方式とする場合は、申請書に返信用封筒（表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（430円）に相当する切手をはった長3号封筒とする。）を添えて提出すること。

(別記様式2)

同種工事の施工実績 (全国の実績)

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

- ・同種工事・・・ (ア) 建物用途 庁舎、事務所又は類似施設
- (イ) 建物規模 延べ面積 6,000 m<sup>2</sup>以上
- (ウ) 工事種目 空気調和設備

詳細は入札説明書の「4. 競争参加資格」による。

工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体で受注した場合は、単体と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施工金額(百万円)も記載すること。
工 事 概 要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	延べ面積：
	工 事 種 目	
CORINS への登録		有 ( ) ・ 無

- 注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。
- 注2) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。
- 注3) 地域貢献度の実績平成〇年度以降に災害復旧等で当局から感謝状を与えられた企業(表彰企業は除く)、又は、地域ボランティア等により地域行政から感謝状を与えられた企業については、その感謝状の写しを添付すること。
- 注4) 記載する工事が平成X年X月X日以降に完成した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

## 主任（監理）技術者等の資格・工事経験

会社名：〇〇〇〇〇株式会社

配置予定技術者の 従事役職・氏名		主任（監理）技術者 〇〇 〇〇（フリガナを記載）	
法令による資格・免許		1級管工事施工管理技士 〇〇年〇〇月取得（登録番号：0000） （指定建設業）監理技術者資格者証 〇〇年〇〇月初交付 （現在の交付番号：0000）	
工 事 名 称 等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所	（都道府県・市町村名）	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等	
	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物用途</li> <li>・建物規模</li> <li>・階数</li> <li>・工事種目</li> </ul>	同種工事が確認できる内容を記載のこと。
	CORINSへの登録	有（ ） ・ 無	
申 請 時 に お け る 他 工 事 	工事名称		
	発注機関名		
	工期		
	従事役職		
	本工事と重複する場合の対応措置		
CORINSへの登録	有（ ） ・ 無		
優良技術者表彰の有無	有（ ） ・ 無		

注1：CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。

注2：優良技術者表彰の有無について、平成○年度から○年度までに技術者表彰を受賞した場合は、有に○を付し、従事していた工事名を記載すること。受賞していない場合は無に○を付すこと。

注3：監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）、監理技術者講習終了証の写し（表のみ）及び1級管工事施工技術検定試験の合格証明書の写しを添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けたものについては監理技術者講習終了証の写しを除くものとする。また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

注4：主任技術者の場合は、資格・免許等確認できる書類の写しを添付すること。

注5：記載する工事が平成X年X月X日以降に完成した工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

(別記様式4)

近隣地域内(〇〇、〇〇、〇〇県内)の工事の施工実績  
(発注機関及び工種は問わない)

会社名: 〇〇〇〇〇株式会社

工 事 名 称	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
等	受 注 形 態 等	単体で受注した場合は、単体と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施工金額(百万円)も記載すること。
工 事 概 要	用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	延べ面積:
CORINS への登録		有 ( ) ・ 無

注1:様式-1に記載する施工実績と重複してもよい。

注2:CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分けした図面及び面積表を添付すること。

注3:記載する工事が平成X年X月X日以降に完成した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

技 術 提 案 書 ( 簡 易 型 )

品質管理 (配管工事) に対する技術的所見

工事名 : \_\_\_\_\_  
会社名 : \_\_\_\_\_

<p>■対象</p>	<p>本工事は既存の各階ユニット型空気調和機 10 台を撤去し、環境負荷低減のための改修とするため、新たに 15 台の空気調和機設置を主とする改修工事であり、入居しながらの改修である。熱源機器類は〇年に改修済みである。既存は〇年〇月に完成した施設である。 施設の敷地は建物、駐車場で狭隘の状態である。 このような条件の中で施工上配慮すべき配管工事の品質管理に関する施工計画について提案を求めるものである。</p>
------------	--

項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
配管工事の品質管理に関する施工計画を提案する。	<p>(1)配管工事に関する施工上配慮すべき事項</p> <p>(2)品質確保に関する事項</p>

技 術 提 案 書 ( 簡 易 型 )

安全管理 (資機材搬入など) に対する技術的所見

工事名 :

会社名 :

■対象	<p>本工事は既存の各階ユニット型空気調和機 10 台を撤去し、環境負荷低減のための改修とするため、新たに 15 台の空気調和機設置を主とする改修工事であり、入居しながらの改修である。熱源機器類は〇年に改修済みである。既存は〇年〇月に完成した施設である。</p> <p>施設の敷地は建物、駐車場で狭隘の状態である。</p> <p>このような条件の中で施工上配慮すべき安全管理に関する施工計画について提案を求めるものである。</p>
-----	---

項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
利用しながらの改修を行うにあたり、安全の確保に関する施工計画を提案する	<p>(1) 資機材の搬入に関する安全確保</p> <p>(2) 作業エリア及び入居者の執務空間に関する安全確保</p> <p>(3) その他の安全確保</p>



〇〇庁舎空調改修機械設備工事

●品質管理（配管工事）に対する技術的所見

NO	技術的所見	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社
<b>（配管工事に関する施工上配慮すべき事項）</b>										
1	関係者との事前打ち合わせ					△		△		
2	現場作業を極力少なくし、工場加工の活用	○	○		○		○	○		
3	配管の耐震性能確保のための事前検討		△							
4	配管のフローア単位のテストが可能な捨てバルブの取り付け		●							
5	水圧テストの前に空気圧テストを行い漏水事故を少なくする		●							
6	配管のフラッシングを計画的に実施		○							
7	現地調査の実施			△						
8	施工計画書の作成			△						
9	保守管理が容易になるような施工計画書の作成				○	○	○			○
10	作業手順書の徹底					○	○	○		
11	保全を考慮して適所にフランジ接合を採用									●
<b>（品質確保に関する事項）</b>										
1	事前の打ち合わせ	△								
2	施工計画書の作成	○		○	○	○	○		○	
3	IS09001品質マニュアルによる品質の確保	●	●	●	●	●	●			
4	技術パトロールの実施		○							
5	竣工評価会の実施		●							
6	施工検討会の実施		○							
7	品質管理重点目標の設定		●							
8	施工前・施工中・施工後のチェックリストの作成				●					
9	施工中・施工後の各時点での検査と記録				○		○	○		
10	検査時の品質チェックと記録			○		○	○			
11	配管終了ごとに気密試験を実施			○						
12	施工記録の整理					○				
13	完成後1, 2年検査の実施					●	●			
14	施工前のチェックリストの作成						●		●	
15	受け入れ検査の実施						○		○	
16	自社の改修工事施工要領による施工									○
採点	●2点(優れた工夫が見られる) ○1点(工夫がみられる) △0点(工夫がみられない)	4	14	5	8	9	13	3	4	4
加算点	1 1点以上・・10点 6～10点・・5点 5点以下・・0点	0	10	0	5	5	10	0	0	0

●安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見

NO	技術的所見	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社
<b>(資機材の搬入に関する安全確保)</b>										
1	関係者との事前打ち合わせ	△				△			△	△
2	人の出入りの少ない時間帯に搬入	○		○						
3	搬入時のカーコン・バリケード等による歩行者通路の確保	○								○
4	搬入資材置き場の確保と養生	○								
5	執務時間外の作業		○		○	○	○		○	○
6	誘導員・監視員の配置		●	●		●		●		
7	施工計画書（搬入経路図）の作成	○	○		○		○	○		
8	搬入経路の養生		○	○	○	○	○	○		
9	搬入経路の事前調査・確認					△				
10	合図の徹底	○								
11	長尺物は2人で搬入								●	
12	開口部は堅固な囲いと周囲を明るくする									○
13	幅木、つま先板を設置									●
14	搬入資材をコンパクトにまとめて搬入時間の短縮						●			
<b>(作業エリア及び入居者の執務空間に関する安全確保)</b>										
1	事前の打ち合わせ	△	△		△			△		
2	作業内容及び日時等の張り紙などによる周知			○	○					
3	カーコン・バリケードによる作業エリアの分離		○	○		○	○	○	○	
4	作業エリアの分離ができない場合は休日・時間外施工								●	
5	備品等のシートによる養生	○	○	○						○
6	事前に計画書の作成									△
7	作業員に名札又は腕章の義務づけ	○			○	○	○	○		
8	作業員出退管理の徹底	○								
9	作業員通路の指定	○		○			○			
<b>(その他の安全確保)</b>										
1	KY活動による安全作業		○						○	
2	TBMによる作業内容の徹底			○			○			
3	緊急連絡体制の作成									○
4	安全パトロールを月1回以上実施				△		△	△	△	
5	腕章及び名札の徹底								○	
6	安全パトロールを月2回以上実施		○							
7	安全パトロールを週1回以上実施					●				
8	新規入場者教育の徹底		△	△						
9	天井内作業の一人作業の禁止			●						
10	長袖作業服の着用義務づけ			●						
11	安全協議会を月1回以上開催		△		△	△	△			
採点	●2点(優れた工夫が見られる) ○1点(工夫がみられる) △0点(工夫がみられない)	9	9	13	5	8	9	6	8	7
加算点	1 1点以上・・10点 6～10点・・5点 5点以下・・0点	5	5	10	0	5	5	5	5	5

**(様式例 5)**

競争参加資格確認通知書

〇〇第〇〇号

平成〇年〇月〇日

(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇殿

支出負担行為担当官

〇〇〇〇〇

先に申請のあった工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

公告日	平成〇年〇月〇日
工事名	〇〇庁舎空調改修機械設備工事
入札開始	平成〇年〇月〇日 9時00分
入札書提出締切	平成〇年〇月〇日 12時00分
内訳書開封予定	平成〇年〇月〇日 12時01分
開札予定	平成〇年〇月〇日 10時00分
競争参加資格の有無	有
競争参加の条件	技術提案書に示された施工計画の内容は、現地の状況等により実施できない場合がある。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成〇年〇月〇日までに〇〇〇へその旨を記載した書面を電子入札システム又は持参により提出してください。

入札順位調書

(単位:千円)

予定価格(消費税抜き)	111,000
調査基準価格(消費税抜き)	90,000

基準評価値	0.000900900
-------	-------------

平成〇年〇月〇日

執行職員 ○○○○  
立会人 ○○○○

(様式例 6)

件名 : 〇〇庁舎空調改修機械設備工事

業者名	技術提案に対する加算点				基礎点 (100点) +加算点 (A)	第1回入札					第2回入札					第3回入札					備考	
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)		入札価格 (千円) (B)	予定 価格 以下	評価値 (A/B)	基準評 価値以 上	総合 順位	入札価格	予定 価格 以下	評価値	基準評 価値以 上	総合 順位	入札価格	予定 価格 以下	評価値	基準評 価値以 上	総合 順位		
A社	5	0	5		110.0	110,110	○	0.000999000	○	5												
B社	5	5	5		115.0	110,000	○	0.001045454	○	4												
C社	10	5	7		122.0	100,000	○	0.001220000	○	1												(落札)
D社	0	5	3	-1	107.0	89,998	○	0.001188915	○	2												
E社	0	5	6	-2	109.0	100,500	○	0.001084577	○	3												
F社	0	5	8		113.0	112,000	×	0.001008928	○	-												

適用条項 会計法第29条の3第1項

上記金額は、業者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額である。

※記号表:【技術提案に対する加算点】

- (ア) 品質管理(配管工事)に対する技術的所見
- (イ) 安全管理(資機材搬入など)に対する技術的所見
- (ウ) 施工能力・企業の技術力・技術者の能力・地域貢献度
- (エ) 工事信頼度(減点のみ)

**(様式例 7)**

**工事請負契約書**

- 1 工 事 名           ○○庁舎空調改修機械設備工事
- 2 工事場所           ○○市○○1丁目1-1
- 3 工       期           平成○年○月○日から  
                          平成○年○月○日まで
- 4 請負代金額        ¥105,000,000.-  
  (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)       ¥5,000,000.-
- 5 契約保証金        ¥○○,○○○,○○○.-
- 6 調 停 人           不要

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別添の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成○年○月○日

発注者   住所   ○○県○○市○○○  ○-○-○  
                  支出負担行為担当官  
                  ○○省○○局長  ○○  ○○

請負者   住所   ○○県○○市○○○  ○-○-○  
          氏名   ○○設備(株)  
          代表取締役  ○○  ○○

※契約書本編の第1条から第55条は省略

#### 附 則

(技術提案内容の履行義務)

第1条 乙は、技術提案書として提出した施工計画の内容に基づき施工するものとする。

(技術提案内容が履行されない場合の措置)

第2条 乙の責に帰すべき事由により技術提案書の内容が履行されない場合、甲は、当該履行を、  
期限を定めて乙に請求する。

2 前項により請求した期限内に、乙が技術提案書の内容の履行をしない場合は、本工事に係る  
工事成績評定点を減ずる。

## IV 公共建築工事総合評価落札方式適用事例集

### 建築工事(新営)の例

1	外断熱建物の内部コンクリート打ち放し面の亀裂抑制
2	外壁タイル張り(マスク張り)における耐久性の向上に関する技術提案
3	天井の耐震性能施工についての提案
4	基幹技能者の適用に関する提案
5	コンクリートの品質向上
6	多数の学生等が利用する施設での施工における災害防止対策
7	隣接施工における周辺への環境対策
8	建設事業への理解促進対策
9	防災拠点としての施工精度確保
10	コンクリートこて仕上げの平坦さ

### 建築工事(改修)の例

11	外壁改修における施工管理・品質管理の取組み
12	図書館職員・図書館利用者等の第三者に対する安全対策への取組み
13	建具かぶせ工法の現場での品質管理
14	コンクリート打放し外壁における品質向上

### 電気設備工事の例

15	耐震性能施工についての提案
16	基幹技能者の採用とその位置付け、役割についての提案
17	電力配線工法の施工品質に係る提案
18	受変電設備改修における停電計画
19	受変電設備改修における電気保安方法
20	受変電設備改修・中央監視制御設備の改修及び自家発電設備の新設における総合試運転計画
21	高圧変圧器のエネルギー損失(無負荷損)の低減
22	高圧変圧器のエネルギー損失(負荷損)の低減
23	高圧受変電盤設置面積の低減

### 機械設備工事の例

24	災害時に機能すべき機械設備システムの平常時における点検・管理手法
25	配管基幹技能者の採用とその位置付け、役割についての提案
26	配管、ダクト工事の施工品質に係る提案
27	配管の加工・接合方法における施工品質の確保
28	給水引込管の盛替において、使用者に極力支障を与えないための断水に関する提案
29	高圧蒸気(0.8MPa)管の接続部の施工品質確保
30	電算用空調機の移設における電算室の温湿度の確保
31	現場内における建設副産物の3R

### 簡易型の例

32	簡易型1
33	簡易型2

※ 本事例集中の評価内容は、各発注者又は個々の工事における条件等により異なる場合がある。

(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

外断熱建物の内部コンクリート打ち放し面の亀裂抑制

項目設定の趣旨	施工品質を確保するため、外断熱建物の内部コンクリート打ち放し面の亀裂抑制に係る提案を求める。
提案を求める内容	標準案を超える具体的な品質管理の方策
標準案	・「標仕」6章コンクリート工事による。
加算点の評価方式	判定方式：優1.0点・良0.5点・可0点
採点基準	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性(与条件との整合性・技術的裏付け等)について、次の通り判定する。 優：施工の品質を確保するための方策が適切であり、優位な工夫が見られる。 良：施工の品質を確保するための方策が適切である。 可：不適切ではないが、施工の品質を確保するための方策が一般的である。
ペナルティー	VE提案の内容どおり実施できなかった場合は1点減点する。

参加者提出例	<p>1.開口部における亀裂抑制補強筋(既製品)の採用により開口部廻りのひび割れ低減を図る。                  配筋時における施工状況の確認：必要により、非影響部位における施工実験の実施。                  施工状況写真及びチェックリスト(当社品質MSIによる)の作成を行い報告する。</p> <p>2.耐力壁(打放し+EP)の開口部周囲には、開口補強筋の他6mmφ100口のメッシュを配置する。                  メッシュ筋の取り付け位置については、監督員と事前協議しコンクリート施工図に反映し、承認を得る。また、鉄筋検査時にコンクリート施工図通りに施工されていることを確認する。                  鉄筋検査記録を提出するとともにコンクリート打設・型枠解体後に壁面の亀裂調査を行い、報告書を作成し、提出する。</p> <p>3.一般的に窓開口の四隅からは斜めの亀裂が発生しやすいので、各階外壁面(打放し+EP)の窓開口両側には亀裂誘発目地設ける。                  亀裂誘発目地の取り付け位置、形状と設置範囲を監督員と事前協議しコンクリート施工図に反映し、承認を得る。また、型枠検査時にコンクリート施工図通りに施工されていることを確認する。                  型枠検査記録を提出するとともにコンクリート打設・型枠解体後に壁面の亀裂調査を行い、報告書を作成し、提出する。</p> <p>4.C種打放壁(内壁)には、亀裂誘発目地等を設ける。                  亀裂誘発目地の取り付け位置、形状と設置範囲を監督員と事前協議しコンクリート施工図に反映し、承認を得る。また、型枠検査時にコンクリート施工図通りに施工されていることを確認する。                  型枠検査記録を提出するとともにコンクリート打設・型枠解体後に壁面の亀裂調査を行い、報告書を作成し、提出する。</p>
採点例	<p>4提案中                  優2提案×1点+可2提案×0点=加算点2点とする。</p>



(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

外壁タイル張り(マスク張り)における耐久性向上(剥落防止)に関する提案

項目設定の趣旨	<p>庁舎外壁仕上げは、建物の美観や耐久性などを考えタイル張りとしているが、適切な施工が行われなかった場合、完成後に「浮き」「亀裂」「剥がれ」などの欠陥となり、その耐久性に著しく影響を及ぼす。また、タイルの剥落・落下は重大事故ともなりかねない。このように、耐久性の良否がその後の修繕費用の増加につながることから、長期保全計画に影響する重要な課題となる。</p> <p>以上のことから、総合評価の項目として、外壁タイル張りの耐久性向上に関する提案を求めることとした。</p>
提案を求める内容	<p>外壁タイル張り(マスク張り)における耐久性向上(剥落防止)に係る施工計画について、目標を達成するために適切な技術提案を求め、その課題、対策内容、施工方法、管理方法等を具体的に記載する。</p>
標準案	<p>設計図及び公共建築工事標準仕様書(平成16年版)を標準案とする。</p>
加算点の評価方式	<p>判定方式： 優20点・良10点・可1点</p>
採点基準	<p>標準案に比べ、外壁タイル張り(マスク張り)の耐久性向上(剥落防止)に関する技術提案について、次の通り判定する。・・・評価できる提案事項1項目につき、内容に応じて1～3Pを付与し、その合計Pで評価。</p> <p><b>優</b>:特に着目する目標を達成するために適切な技術提案を行うとともに、配慮すべき事項、課題、対策内容、施工方法、管理方法、実績などを示し、具体的に記載している。 【7P以上】</p> <p><b>良</b>:上記に比較し、相対的な技術力が劣るものの、配慮すべき事項、課題、対策内容、施工方法、管理方法、実績などを示し、具体的に記載している。 【4～6P】</p> <p><b>可</b>:VE提案で上記以外のもの。 【3P以下】</p>
ペナルティー	<p>受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。</p>

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーンの穴埋めに接着剤付きコーン(ジョイントコーン)を使用し、下地モルタルと一体を図る。</li> <li>・下地モルタルの上にポリマーセメントモルタルを塗り、硬化前に立体繊維(インターネット)を張り付ける。</li> <li>・下地モルタルに混和剤として、セメント混和用ゴムラテックスを使用</li> <li>・張り付けモルタルは、1:0.5～1の配合とし、ゴムラテックス液状混和剤及び保水剤を混和する。</li> <li>・張り付けモルタルのオープンタイムを5分以内になるよう、塗り手と張り手が二人一組で作業計画する。</li> </ul>
採点例	<p>5提案中 2提案×2P+3提案×1P=7P ⇒優:加算点20点</p>
参加者提出例(欠格の例)	<p>【最低限の要求要件を満たしていないため欠格としたもの】 密着張りに関する記載のみで、マスク張りに関する記載が、全くないため欠格とする。</p>

(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

天井の施工における耐震性能の向上に関する提案

項目設定の趣旨	この施設は庁舎と車庫、講堂の合築施設である。このうち、講堂は災害時に対応要員の待機所となるため、被災時においても所要の機能を保持することが特に重要な空間である。さらに、講堂の天井は面積が大きく、屋根勾配によりふところ深さが変わることから、耐震性に十分留意する必要がある。したがって、総合評価の項目として、天井の耐震性能施工(地震時における天井落下防止対策)に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	当工事の施工に関する地震時の天井落下防止対策として有効な提案を、対策方法、創意工夫点、留意点及び対策方法の確実性、展開性の観点から記述する。
標準案	設計図および公共建築工事標準仕様書(平成16年版)を標準案とする。
加算点の評価方式	判定方式：優10点・良5点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案に比べ、天井の落下防止対策としてより有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優:5項目以上 良:3~4項目 可:1~2項目 不採用:0項目
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井の重量を低減し、固有周期を短くするため、照明器具を直接屋根材から吊るし、ダクト空調機器を直接天井から吊る。</li> <li>・天井の振れ止め補強のため、斜め振れ止め(2方向)、水平繋ぎ材φ9→C38×12(野縁受け、2方向@1800以内)を設置する。</li> <li>・天井と壁が衝突しないためのクリアランスを、クリアランス寸法→基本設計通り巾100、エキスパンションゴム→プレート曲げ加工とする。</li> <li>・天井の落下防止のため、大梁H鋼より金物(L-40×40×4+C38)で吊る。また、野縁と野縁受けのはずれ止めをダブルクリップ又はビス止めとする。</li> <li>・確実に施工する為の手法として、施工要領書及び補強標準図を作成する。また、天井下地完了状態での検査及び写真記録を行う。 *各項目について別途図示(省略)</li> </ul>
採点例	<p>5提案中、3提案を認める。その他提案は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は3項目=良(5点)</p>

(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

基幹技能者の適用に関する提案

項目設定の趣旨	より良い品質・性能・安全を確保するためにも、基幹技術者又はこれと同等と認められるものの採用、及びその役割について提案を求める。
提案を求める内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工方法、施工手順、工程等の提案、調整</li> <li>2. 技能者の適正配置、役割分担、作業手順の策定</li> <li>3. 技能者への指示並びに指導、教育育成</li> <li>4. 他の職長との連絡調整</li> <li>5. 施工完了後の確認、報告</li> </ol>
標準案	設計図及び公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成16年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:優5点・良3点・可1点・不採用0点
採点基準	<p>提案を求める内容のうち、有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。</p> <p>優:5項目以上                  良:3~4項目                  可:1~2項目                  不採用:0項目</p>
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	<p>採用:9工種                  土工事(機械土工事)、鉄筋工事、鉄筋圧接工事、型枠工事、コンクリート工事(ポンプ圧送)、鉄骨工事、金属建具工事、金属屋根・外壁(建築板金)工事、内装工事(社内規準)</p> <p>役割:                  施工方法の提案、施工計画書の作成、技術的管理、作業手順の構成・実施、技能者への指示・指導、他工種との連絡・調整</p>
採点例	<p>「役割」については全ての提案を認めるが、「採用」については提案の範囲外のため全て不採用。</p> <p>→有効な提案なし=不採用(0点)</p>

(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

コンクリートの品質向上

項目設定の趣旨	耐震安全性の分類がⅠ類であり、構造躯体の品質確保に十分留意する必要がある。主要な躯体材料であるコンクリートの密実な打設、及びひび割れ防止対策についてより有効な提案を求めている。
提案を求める内容	コンクリートの品質向上として有効な提案を、密実なコンクリートを打設するための提案及びひび割れ防止対策に関する提案の観点から記述する。
標準案	設計図及び公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成16年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:優5点・良3点・可1点・不採用0点
採点基準	<p>優:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が3つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が2つ以上ある。                      (2)密実なコンクリートを打設するための提案が2つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が3つ以上ある。</p> <p>良:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が2つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が1つ以上ある。                      (2)密実なコンクリートを打設するための提案が1つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が2つ以上ある。</p> <p>可:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が1つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が1つ以上ある。</p> <p>不採用:0項目</p>
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	<p>密実なコンクリートの打設:                      施工中の対策(打設要員の増)、コンクリート充填センサーの使用、打継ぎ箇所の処理</p> <p>ひび割れ防止対策:                      被膜養生剤の使用、誘発目地の設置、十分な散水養生の実施</p>
採点例	<p>6提案中、3提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は3項目＝良(3点)</p>

(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

多数の学生等が利用する施設での施工における災害防止対策

項目設定の趣旨	この施設は、学校内の既存施設を取り壊し、その場所へ体育館の建設を行う工事である。学校内で学生、職員、外来者等が利用中での工事となる。そのため学生等の第三者に対する施工中の安全確保は非常に重要な要素となる。そこで、第三者への安全対策として「施設使用中の学校において多数の学生等が利用する施設での施工における災害防止対策」についての提案を求める。
提案を求める内容	学生、職員、外来者等第三者に対する災害防止対策について、実施する事項について記載する。
標準案	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成16年版1.1.14、1.3.7及び1.3.9による。
加算点の評価方式	判定方式： 優2点・良1点・可0.5点・不可0点
採点基準	優:災害防止に有効な提案6項目以上 良:災害防止に有効な提案4項目以上 可:災害防止に有効な提案3項目以下
ペナルティー	遵守できなかった場合には「優」に相当する点の減点を行う。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車両通行時は学校と事前調整を行い許可時間内の通行とする。</li> <li>・誘導看板を設置し校内を工事車両がスムーズに通行出来るようにする。</li> <li>・校内通路の事前調査を行い注意点を把握し安全教育に役立てる。</li> <li>・車両通路で第三者が横断する場所に仮設の横断歩道を設置する。</li> <li>・車両通行者に対して第三者優先の指導教育を実施する。</li> <li>・校内を走行する車両に通行カードを発行し、掲示させることにより安全意識向上対策を図る。</li> <li>・大型車両進入時に先導車を配置して誘導を行う。</li> <li>・週間工程を学生の見やすい場所へ掲示して周知を図る。</li> <li>・歩行者と車両が同時に利用する通行場所にバリケード等を設置し人車分離を図る。</li> <li>・校内通行時には、ヘッドライトを点灯し車両認識向上を図る。</li> </ul>
採点例	第三者に対する災害防止に有効な対策7項目＝優(2点)

(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

隣接施工における周辺への環境対策

項目設定の趣旨	この施設の工事は、同一敷地内の既存建物、仮駐車場及び民間マンションと近接した位置での施工となるため、周辺環境への影響をより少なくする必要がある。したがって、工事が周辺環境に及ぼす影響の低減に関する提案を求めるとした。				
提案を求める内容	当工事の施工ににおいて、周辺環境への影響を低減する対策として騒音・振動対策、飛散防止対策の環境配慮の観点から記述する。				
標準案	設計図書によるほか、騒音・振動対策については低騒音・低振動型機械の採用、飛散防止対策はメッシュシート養生等一般的な工法を標準案とする。				
加算点の評価方式	標準的な提案を「可」とし、標準案に対し特別な創意工夫が考慮されていれば「優」とし、標準案に対して一般的な創意工夫が考慮されていれば「良」とする。				
採点基準	<p>採択された項目ごとにa(可)、2a(良)、3a(優)に評価し、aの合計値により評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">加算点</th> <th style="width: 70%;">評価の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.0~0.1点</td> <td><math>\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下第2位を四捨五入</p>	加算点	評価の方法	3.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0$
加算点	評価の方法				
3.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0$				
ペナルティー	受注者の責による不履行の場合は、請負工事成績評点から各評価項目ごとに最大5点を減点し、最大15点の減点とする。				

参加者提出例	<p>□騒音・振動防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掘削土を立駐予定地に仮置き、場外搬出用のダンプトラックの台数を減らす。埋め戻し完了まで仮置き土は飛散・風散、雨水による流出防止のため種子吹きつけを行う。</li> <li>近隣環境を調査し、騒音・振動等影響の少ない運搬ルートを特定し、車両運行表に基づく管理を行う。搬出入車両の協力会社、運転手に事前にルートを確認させる。</li> </ul> <p>□飛散防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出入りロケット内側に洗車場を設置し、外部に土を出さない。ゲート前にコンクリートを打設し、タイヤ・泥よけをハイウォッシャーで洗う。</li> <li>散水車により、現場内、周辺道路を散水清掃する。毎日午前2回、午後2回散水し飛散防止に努める。</li> <li>屋上アスファルト防水に低臭・低温タイプを使用し、加熱溶融時に発生する硫化水素、亜硫酸ガスなどの削減、煙の発生を抑える。</li> </ul>																														
採点例	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">採択項目</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>a(可) × 4</td> <td>4a</td> <td></td> <td>6a(評価値合計)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2a(良) × 1</td> <td>2a</td> <td></td> <td>8a(最大評価値)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3a(優) × 0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計評価点</td> <td style="border-top: 1px solid black;">6a</td> <td></td> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;"><math>\times 3.0 = 2.3</math></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※加算点は2.3とする。</p>	採択項目						a(可) × 4	4a		6a(評価値合計)			2a(良) × 1	2a		8a(最大評価値)			3a(優) × 0	0					合計評価点	6a			$\times 3.0 = 2.3$	
採択項目																															
a(可) × 4	4a		6a(評価値合計)																												
2a(良) × 1	2a		8a(最大評価値)																												
3a(優) × 0	0																														
合計評価点	6a			$\times 3.0 = 2.3$																											

(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

建設事業への理解促進対策

項目設定の趣旨	当該施設はシビックコア地区内に位置しており、建設事業は地区整備事業の一環として行われるものである。したがって、当工事への理解促進に関する提案を求めることとした。				
提案を求める内容	当工事への理解促進として有効な提案を、地域住民とのコミュニケーション方法、建設現場のイメージアップ対策の観点から記述する。				
標準案	設計図書によるほか、地域住民とのコミュニケーションについては、仮囲いへの広報パネルの設置、建設現場イメージアップは、仮囲いに塗装鋼板の使用を標準案とする。				
加算点の評価方式	標準的な提案を「可」とし、標準案に対し特別な創意工夫が考慮されていれば「優」とし、標準案に対して一般的な創意工夫が考慮されていれば「良」とする。				
採点基準	<p>採択された項目ごとにa(可)、2a(良)、3a(優)に評価し、aの合計値により評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">加算点</th> <th style="width: 70%;">評価の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4.0~0.1点</td> <td style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 4.0</math> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※小数点以下第2位を四捨五入</p>	加算点	評価の方法	4.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 4.0$
加算点	評価の方法				
4.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 4.0$				
ペナルティー	受注者の責による不履行の場合は、請負工事成績評点から各評価項目ごとに最大5点を減点し、最大15点の減点とする。				

参加者提出例	<p>□地域住民とのコミュニケーション方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民に対する見学会を実施。躯体工事、外装PC工事、仕上げ工事の計3回実施する。</li> <li>・一般通行者のため、バス停付近の仮囲いを一部セットバックし休憩所を設ける。広報パネルの外、ベンチ・テーブル・自販機・清掃用具・屑入れ・傘等を配置する。</li> <li>・地域イベント、行事、集会への参加。ソフトボール大会、ボーリング大会、祭り等の行事に積極的に参加。</li> </ul> <p>□建設現場のイメージアップ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲い上部に外灯を設置し、夜間の防犯灯に努める。蛍光灯式の外灯を15m間隔で設置し、タイマー管理する。</li> <li>・現場内に作業員用のシャワールーム2箇所と更衣室10坪を作る。</li> <li>・仮囲いに小学生、幼稚園児等の絵を1.0m×1.5mで年2回描く。</li> </ul>																								
採点例	<p>採択項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">a(可) × 3</td> <td style="width: 10%;">3a</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>2a(良) × 2</td> <td>4a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3a(優) × 1</td> <td>3a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">合計評価点</td> <td>10a</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <math display="block">\frac{10a(\text{評価値合計})}{10a(\text{最大評価値})} \times 4.0 = 4.0</math> </p> <p style="text-align: right;">※加算点は4.0とする。</p>	a(可) × 3	3a					2a(良) × 2	4a					3a(優) × 1	3a					合計評価点		10a			
a(可) × 3	3a																								
2a(良) × 2	4a																								
3a(優) × 1	3a																								
合計評価点		10a																							

(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

防災拠点としての施工精度確保

項目設定の趣旨	当該施設は、災害時における防災拠点として位置づけられており、一般の施設より高い信頼性を要求される施設である。したがって、躯体の施工精度管理に関する提案を求めることにした。				
提案を求める内容	当工事における躯体の施工精度管理対策として、より有効な提案を施工精度を高める計測単位及びその管理方法と技術者の配置計画について記述する。				
標準案	設計図書を標準案とする。				
加算点の評価方式	標準案に対し創意工夫が考慮されていれば「採択」とし、標準的な提案は「不採択」とする。				
採点基準	<p>採択された項目をaと評価し、aの合計値により評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">加算点</th> <th style="width: 70%;">評価の方法</th> </tr> <tr> <td>3.0~0.1点</td> <td><math>\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0</math></td> </tr> </table> <p>※小数点以下第2位を四捨五入</p>	加算点	評価の方法	3.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0$
加算点	評価の方法				
3.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0$				
ペナルティー	受注者の責による不履行の場合は、請負工事成績評点から各評価項目ごとに最大5点を減点し、最大15点の減点とする。				

参加者提出例	<p>□床コンクリートこて仕上げの施工精度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床コンクリート打設前にデッキプレート下にサポート支保工を架ける。鉄骨梁間のデッキプレート中央に大引きを1列配置し3mピッチにサポートを架け打設時のたわみをなくす。</li> <li>床コンクリートの収縮量を小さくするため、高性能AE減水剤の使用によりスランプを12cm、単位水量175kg/m<sup>3</sup>以下で打設する。</li> <li>打設時のレベル管理は、電子レベル又は気泡管付きチルチンレベルで密に計測する。機器は、不動の柱にブラケットで取り付け、打設中は専属の測定者を配置し、約2mピッチで計測する。</li> </ul> <p>□鉄骨建て方の施工精度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物外周に捨てコンクリートを打設し、全周に墨出しを行い建て入れ調整する。鉄骨建て方前に捨てコンクリートに墨を出し、トランシットを簡単にセットできる。</li> <li>建て方精度の測定位置を墨出しして、定点を定めトランシットで測定する。柱1節、1本毎にX方向、Y方向を測定しワイヤーロープで建て直しをする。</li> </ul> <p>□鉄骨現場溶接の施工精度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エレクションピースをガイド付きとし、建て方時点での柱ジョイントの目違いを減らす。製作図で、エレクションピースの形状を決定し、製品検査時にクリアー等の検査を行う。</li> <li>現場溶接時の作業環境をよくする。鉄骨建て方後、コラムステージ足場を2段セットし、防風対策の仮囲い、防災シート養生、暴雨、防湿等の養生、換気設備を設置する。</li> <li>溶接技能資格者の技術力を確認する。事前に工場で溶接有資格者6~7人程度選任し、テストピースの作成等で技能試験を行う。公共の検査機関で引っ張り、曲げ等の試験結果に合格した者を採用。</li> </ul>
--------	---

採点例	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">採択項目</td> <td style="width: 10%;">a × 8</td> <td style="width: 10%;">8a</td> <td style="width: 10%;"><hr/></td> <td style="width: 10%;">8a(評価値合計)</td> <td style="width: 10%;"><hr/></td> <td style="width: 10%;">8a(最大評価値)</td> <td style="width: 10%;">× 3.0 = 3.0</td> </tr> <tr> <td>合計評価点</td> <td>8a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※加算点は3.0とする。</p>	採択項目	a × 8	8a	<hr/>	8a(評価値合計)	<hr/>	8a(最大評価値)	× 3.0 = 3.0	合計評価点	8a						
採択項目	a × 8	8a	<hr/>	8a(評価値合計)	<hr/>	8a(最大評価値)	× 3.0 = 3.0										
合計評価点	8a																



(標準型・建築・新営工事の評価項目設定事例)

コンクリートこて仕上げの平坦さ

項目設定の趣旨	施工品質を確保するため、別途発注となる鋼製二重床の施工性を考慮し床面の平坦さについての提案を求める。
提案を求める内容	標準案を超える床コンクリートこて仕上げの平坦さ
標準案	「標仕」表6,2,4による1mにつき10mm以下とする。
加算点の評価方式	判定方式：優1.0点・良0.5点・可0点
採点基準	鋼製二重床(別途)下部の床コンクリートこて仕上げの平坦さ(提案値)を、次の通り判定する。 優:3mにつき3mm未満の提案である 良:3mにつき3mm以上かつ7mm未満の提案である 可:1mにつき10mm未満の提案である
ペナルティー	VE提案の内容どおり実施できなかった場合は1点減点する。

参加者提出例	<p>1.施工管理目標値 7ミットル／3床                  作業手順の作成と周知会の実施                  打設前におけるレベルポイントの事前確認の実施                  打設時における施工担当職員立会によるレベル確認の実施                  打設後のこて押さえ時における施工担当職員によるレベル確認の実施                  施工担当職員立会による施工の実施                  施工記録作成及び報告保管                  施工後における施工結果の確認(3mピッチ)と記録及び不具合発生の場合の是正及び予防処置対策の立案実施</p> <p>2.施工管理目標値 7ミットル／3床                  コンクリート打設作業中、床均し作業時及び床押さえ作業時のそれぞれの時点でレベルチェックし定規ずりを実施・確認し施工する。                  OA707取付工事に先立ち3m毎にレベル高さを実測する。                  基準値から外れた部分が発生して場合は、監督員と協議の上修正する。</p> <p>3.施工管理目標値 7ミットル／3床                  打設中の荷重でスラブのデッキ枠及び鉄骨小梁が変形し、レベルが下がる恐れがあるため、コンクリート天端レベル確認を床押さえ時にも行う。                  コンクリート天端レベル基準点を3m内外で配置し、床ならし、床押さえ時の基準とする。また、床押さえ時にはレベルで各基準高さ、基準間のコンクリート高さを再確認し、長さ2m程度の定規にて基準点間の床精度を擦り合わせながら確認し、作業を進める。                  コンクリート打設前の基準レベル出し、及び床押さえ時の確認立会記録写真を提出する。また、支保工撤去完了後、床の平坦精度を実測し、報告書を提出する。</p>
採点例	評価:「可」(0点)

(標準型・建築・改修工事の評価項目設定事例)

外壁改修における施工管理・品質管理の取組みに関する提案

<p>項目設定の趣旨</p>	<p>本館は45年前に竣工したが、現在、外壁コンクリート打放し仕上げが経年劣化により外壁全面にひび割れ、欠損等が広がっている。このため、本工事では、樹脂注入、充填工法による外観保全改修工事を行い、コンクリート外壁に要求される遮水・水密性と耐久性を確保する。したがって、総合評価項目として、外壁改修工事(欠損部充填、ひび割れ部樹脂注入)における施工管理、品質管理に関する提案を求めることとした。</p>
<p>提案を求める内容</p>	<p>工事内容について、標準案を超える、施工管理、品質管理等の取組みに対する提案を評価する。</p>
<p>標準案</p>	<p>設計図に記載されている品質、仕様書等による管理</p>
<p>加算点の評価方式</p>	<p>判定方式： 優5点・良2.5点・可0点</p>
<p>採点基準</p>	<p>優:4項目以上の提案                  良:2項目以上の提案                  可:標準案又は1項目の提案                  なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。</p>
<p>ペナルティー</p>	<p>受注者が入札時に提案した施工計画書の内容に対して、受注者の責による不履行があった場合は、請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差引くものとする。                  また、これにより目的物の性能が達成されなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を請求する。</p>
<p>参加者提出例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内に建築部長を長とする管理委員会、現場に分科会を設け、施工及び品質管理の体制を組織する。</li> <li>・ひび割れ部の補修工法をひび割れ巾により区分する。</li> <li>・鉄筋の腐食度調査(自然電位法及び分極抵抗法による調査)</li> <li>・シーリング管理士(日本シーリング材工業界)を活用する</li> <li>・欠損部の剥落部中性化と中性化深さの調査</li> <li>・コア抜きによる樹脂注入の充填調査</li> <li>・工程毎にまた作業日毎に写真撮影を行い、検査は全数工程検査とする。</li> <li>・ひび割れ部樹脂注入は注入途中で不足しないように計画する。</li> </ul>
<p>採点例</p>	<p>8提案中、4提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。                  →有効な提案は4項目＝優(5点)</p>

(標準型・建築・改修工事の評価項目設定事例)

図書館職員・図書館利用者等の第三者に対する安全対策への取組み

項目設定の趣旨	本工事は図書館のコンクリート打放し仕上げを外壁全面に足場を設置し改修するものである。図書館は来館者が多く図書館という性質上、静粛な閲覧環境が求められる。したがって、第三者に対する災害防止に向けた安全管理の配慮に関する取組みの提案を求めることとした。
提案を求める内容	安全対策について、標準案を超える、創意工夫がされている取組みに対する提案を評価する。
標準案	設計図、仕様書等による。 (関係法令及び建設工事公衆災害防止対策要綱による)
加算点の評価方式	判定方式： 優5点・良2.5点・可0点
採点基準	優:4項目以上の提案 良:2項目以上の提案 可:標準案又は1項目の提案 なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。
ペナルティー	受注者が入札時に提案した施工計画書の内容に対して、受注者の責による不履行があった場合は、請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差引くものとする。 また、これにより目的物の性能が達成されなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を請求する。
参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲と足場の出入り口にはドアを設け施錠する。</li> <li>・安全通路を確保し、足場の設置期間には誘導員を配置する</li> <li>・工事の広報・周知に関して電光掲示板を使用しタイムリーな情報表示をする。</li> <li>・仮設入口は標準案より広い出入り口寸法を確保する</li> <li>・塗装の材料は水性系の材料とし、溶剤型の材料は極力避ける。</li> <li>・資材搬入のうち第三者の通行等に支障が予想されるものは開館時間以外や、休館日に搬入する。</li> </ul>
採点例	6提案中、3提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。  →有効な提案は3項目＝良(2.5点)

(標準型・建築・改修工事の評価項目設定事例)

建具かぶせ工法の現場での品質管理に関する提案

<p>項目設定の趣旨</p>	<p>本工事は、経年により劣化した外部アルミ製建具の更新等を行うものである。この建具改修工事は、「アルミニウム製建具かぶせ工法」により更新するものでサッシ性能の回復と省エネ対策を目的に行うものである。アルミ製建具は製品としての寸法精度については、一般の建築部材と比べて非常に高いが、現場に取付けてはじめて建物の一部となることから、製品としての精度がよくても取付けた結果の精度が適切でないと、建具性能は満足しないものとなる。 このため、アルミニウム製建具かぶせ工法における外部建具の現場取付けに関わる施工管理について評価を行うこととした。</p>
<p>提案を求める内容</p>	<p>外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取付けるにあたり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。</p>
<p>標準案</p>	<p>標準仕様書及び設計図による。</p>
<p>加算点の評価方式</p>	<p>判定方式： 優4点・良2点・可0点</p>
<p>採点基準</p>	<p>優(4.0): 4項目以上の提案 良(2.0): 2～3項目の提案 可(0.0): 標準案程度又は1項目の提案 なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。</p>
<p>ペナルティー</p>	<p>受注者が入札時に提案した施工計画書の内容に対して、受注者の責による不履行があった場合は、請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差引くものとする。 また、これにより目的物の性能が達成されなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を請求する。</p>

<p>参加者提出例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の内容の周知徹底(関係作業員へ)</li> <li>・建具の倒れ1/800以内の精度を確保するため、レーザー光等で管理する</li> <li>・取付順序毎に施工精度を確保するよう指導する</li> <li>・躯体の状況、クラック等の事前調査を行う。</li> <li>・技能士(サッシ施工)を2(名/作業日)以上配備する</li> <li>・在来枠と新規枠の間に水分を貯めないために二重シールとする(下部は水抜き孔を設ける)</li> <li>・自主検査は、受け入れ検査、工程内検査、完成検査とし、これらを実施した上で、監督官の検査を受けることとします。</li> </ul>
<p>採点例</p>	<p>7提案中、4提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。  →有効な提案は4項目＝優(5点)</p>

(標準型・建築・改修工事の評価項目設定事例)

コンクリート打放し外壁の品質向上

項目設定の趣旨	コンクリート打ち放しを仕上げとする外観のため
提案を求める内容	コンクリートの品質向上として有効な提案を、密実なコンクリートを打設するための提案及びひび割れ防止対策に関する提案の観点から記述する。
標準案	設計図及び公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成16年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:優10点・良5点・可1点・不採用0点
採点基準	<p>優:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が3つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が2つ以上ある。                      (2)密実なコンクリートを打設するための提案が2つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が3つ以上ある。</p> <p>良:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が2つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が1つ以上ある。                      (2)密実なコンクリートを打設するための提案が1つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が2つ以上ある。</p> <p>可:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が1つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が1つ以上ある。</p> <p>不採用:0項目</p>
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	<p>密実なコンクリートの打設:                      ・プレート型バイブレータを使用する、                      ・ワーカビリティの改善(流動化コンクリートを採用)。ベースコンクリートのスランプを12cm、流動化コンクリートのスランプを18cmで打設、                      ・コンクリート打設の打設方法の改善。1回の打設高さを2m程度とし、1度コンクリートを落ち着かせ重ね打ちする(沈降によるひび割れ発生抑制)</p> <p>ひび割れ防止対策:                      ・スパイラル筋によるひび割れ発生の抑止、                      ・単位水量170kg/m<sup>3</sup>以下のコンクリートの打設、                      ・打継ぎ面への打継ぎ面処理剤(ジョイントエース)の塗布</p>
採点例	<p>6提案中、4提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は4項目=良(5点)</p>

(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

耐震性能施工時についての提案

項目設定の趣旨	本施設は大規模地震発生時に、合同現地対策本部として関係省庁や被災都道府県市の職員、指定行政機関の職員が参集し災害対策活動を行う施設であるため免震構造を採用している。 よって、免震構造の際の電気設備の耐震性能施工に関して提案を求めた。
提案を求める内容	当工事の施工に関する地震時のライフライン確保として有効な提案を、対策方法、創意工夫点、留意点及び対策方法の确实性の観点から記述する。
標準案	設計図および公共建築工事標準仕様書(平成16年版)を標準案とする。
加算点の評価方式	判定方式： 優10点・良5点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案に比べ、耐震性能施工の向上に寄与する提案の項目数により、次の通り判定する。 優:5項目以上 良:3~4項目 可:1~2項目 不採用:0項目
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	・活動ブース照明器具に落下防止ワイヤーの採用 別途図示(省略)
採点例	→有効な提案は1項目=可(1点)

(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

基幹技能者の採用とその位置付け、役割についての提案

項目設定の趣旨	<p>本施設は大規模地震発生時に、合同現地対策本部として関係省庁や被災都道府県市の職員、指定行政機関の職員が参集し災害対策活動を行う施設であるため、施工のより一層の正確性を求めるため、高度な技術を持った電気工事統括技士(基幹技能者)による施工監理に関する提案を求めた。</p>
提案を求める内容	<p>施設の供用性                  ①基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用とその位置付けの提案                  ②基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用とその役割の提案</p>
標準案	<p>設計図および公共建築工事標準仕様書(平成16年版)を標準案とする。</p>
加算点の評価方式	<p>判定方式：優10点・良5点・可1点・不採用0点</p>
採点基準	<p>優：以下の(ア)(イ)いずれか                  (ア)基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けが明確。有効と認められる役割の提案が2項目以上ある。                  (イ)基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が4項目以上ある。</p> <p>良：次の(ウ)(エ)のいずれかとする。                  (ウ)基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けが明確であり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある。                  (エ)基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が2項目以上ある。</p> <p>可：基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けの提案があり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある。</p> <p>不採用：0項目</p>
ペナルティー	<p>提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。</p>
参加者提出例 (採用例のみ)	<p>電気工事統括技士採用の提案                  ・電気工事統括技士を配置                  ・監理技術者の指揮下・他の基幹技能者と折衝</p> <p>有効な提案                  ・施工・工程の提案・調整                  ・他工事との連絡・調整                  ・作業効率のための作業員の適切配置・基幹技能者間の連絡・調整・提案                  ・監理技術者と技能者間の連絡・調整・提案                  ・施工方法の提案                  ・作業員への技術指導</p>
採点例	<p>(ア)有効提案：1項目                  (イ)有効提案：4項目</p> <p>→良(5点)</p>

(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

電力配線工法の施工品質に係る提案

項目設定の趣旨	本施設は1階から3階が学校部門、4階以上が寮であり、寮の部門では同一の部屋が多数あり、集合住宅等の施工方法が多く適用できることから、「電力配線工法の施工品質にかかる提案」をもとめたものである。
提案を求める内容	電力配線工法の施工品質に係る提案
標準案	標準仕様書、標準図、現場説明書補足事項、図面に記載されている事項。
加算点の評価方式	加算点：10点 判定方式(5段階) [重み：Ⅰ5点、Ⅱ5点]
採点基準	提案の成立性、適用性に関する技術的所見 標準案に比べ、電力配線工法の施工品質に係る提案としてより有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 ①特に効果が期待できる提案に2点、②期待できる提案に1点、③一般的な提案に0点を与え、 優：7点以上、良：4～6点 可：1～3点 を各項目毎に与え、合計点を5段階評価し、加算点(0点、2.5点、5点、7.5点、10点)を決定する。
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を最大10点減点する。

参加者提出例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低圧のケーブルは、色等によりケーブルを区別する。(線心)</li> <li>2. 低圧のケーブルは、色等によりケーブルを区別する。(外装)</li> <li>3. 縦幹線ケーブル分岐は、工場製作のブランチケーブルにて施工する。</li> </ol>
採点例	「効果が期待できる提案」2項目 × 1点 = 2点 ⇒ 可



(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

受変電設備改修における停電計画

項目設定の趣旨	限られた受変電室内の空きスペースを利用して新設盤を設置後、停電を行い幹線を盛り替えてから既設盤を撤去する工程を何回か繰り返す工事である。 停電作業については、詳細な計画をたてると共に事故がないよう十分な配慮が必要となることから、停電計画についての提案をもとめることとした。
提案を求める内容	受変電設備改修における停電作業について有効な提案を、詳細な計画・事故に対する注意点及び配慮の観点から記述する。
標準案	設計図書、標準仕様書及び入札説明書
加算点の評価方式	判定方式：優4点・良2点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案を超える、停電計画の取組みとして有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優：4項目以上 良：2項目以上 可：標準案又は1項目
ペナルティー	請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差し引く。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配電盤切替工事について切替作業手順書及びチェックリストを作成し、確実に実施する。</li> <li>・切替後は送電前に締付状態の確認を作業員と係員との二重チェックで行い、焼損事故等を防止する。</li> <li>・感電災害防止のため充電部・非充電部を明確表示し、必要箇所では必ず作業用短絡接地を行い、当該遮断器、開閉器には『投入禁止』等の表示を行ってから作業する。</li> </ul>
採点例	「有効な提案」2項目：良2点

(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

受変電設備改修における電気保安方法

項目設定の趣旨	受変電設備の更新においては、何度か停電を繰り返しながらの作業となる。充電盤と非充電盤が混在する期間が何度か発生することから、安全確保の為に電気保安方法に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	受変電設備の更新においては、充電盤と非充電盤が混在する期間があり、安全確保が重要となることから、電気保安方法について記述する。
標準案	設計図書、標準仕様書及び入札説明書
加算点の評価方式	判定方式：優4点・良2点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案を超える、保安方法の取組みとして有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優：4項目以上 良：2項目以上 可：標準案又は1項目
ペナルティー	請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差し引く。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災など緊急対応のため、防災負荷への電源供給方法などのマニュアルを作成する。</li> <li>・切替後も母線などが充電している可能性があるため、充電部、停電部の表示、及び各分岐ブレーカーの切替状態がはっきり確認できるように表示を行う。</li> </ul>
採点例	「有効な提案」1項目：可1点

(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

受変電設備改修・中央監視制御設備の改修及び自家発電設備の新設における総合試運転計画

<p>項目設定の趣旨</p>	<p>本工事は、既存高圧受変電設備及び中央監視制御設備を更新し、自家発電設備を新設する工事である。密接に関連するこれら設備が完成後良好に運転できるよう、相互関係の総合試運転調整に関する提案を求めることとした。</p>
<p>提案を求める内容</p>	<p>受変電設備及び中央監視設備改修工事並びに自家発電設備新設工事において、密接に関連する機器が完成後、良好に運転できるよう効率的な運動試験・保護協調試験等の総合試運転計画について記述する。</p>
<p>標準案</p>	<p>設計図書、標準仕様書及び入札説明書</p>
<p>加算点の評価方式</p>	<p>判定方式：優4点・良2点・可1点・不採用0点</p>
<p>採点基準</p>	<p>標準案を超える、保安方法の取組みとして有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。                  優：4項目以上                  良：2項目以上                  可：標準案又は1項目</p>
<p>ペナルティー</p>	<p>請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差し引く。</p>
<p>参加者提出例</p>	<p>標準案による。</p>
<p>採点例</p>	<p>評価：可1点</p>

(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

高圧変圧器のエネルギー損失(無負荷損)の低減

項目設定の趣旨	本工事は、高圧受変電設備の別室への更新工事で、主要機器である高圧変圧器の損失(ロス)を少なくする提案を求めることにより、電力損失を少なくし、地球環境負荷の低減を図ることを目的として、提案を求める。
提案を求める内容	高圧変圧器のエネルギー損失の負荷がかかっていない状況による損失値
標準案	設計図で示された性能を有すること(標準案値の設定なし)。
加算点全体と当該点数	全加算点10点のうち6点
加算点の評価方式	無負荷損の最大値を0点、最小値を6点とし中間の値を按分する。
採点基準	1. 対象とする総ての変圧器が、エネルギー消費効率(w)の基準値以下であること。 2. 小数点2位以下を切り捨て、小数第1位までとする。
ペナルティー	提案者の責があつて不履行の場合、工事成績評定から6点減点とする。

参加者提出例	最小提案値 1520(w) 最大提案値 5035(w) その他の提案値 3505(w) 4325(w) 4518.8(w) 4910(w)
採点例	1520 w → 6 点 3505 w → 2.6 点 4325 w → 1.2 点 4518.8 w → 0.9 点 4910 w → 0.2 点 5035 w → 0 点

(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

高圧変圧器のエネルギー損失(負荷損)の低減

項目設定の趣旨	本工事は、高圧受変電設備の別室への更新工事で、主要機器である高圧変圧器の損失(ロス)を少なくする提案を求めることにより、電力損失を少なくし、地球環境負荷の低減を図ることを目的として、提案を求める。
提案を求める内容	高圧変圧器の40%負荷時における損失値
標準案	設計図で示された性能を有すること(標準案値の設定なし)。
加算点全体と当該点数	加算点10点中2点
加算点の評価方式	無負荷損の最大値を0点、最小値を2点とし中間の値を按分する。
採点基準	1. 対象とする総ての変圧器が、エネルギー消費効率(w)の基準値以下であること。 2. 小数点2位以下を切り捨て、小数第1位までとする。
ペナルティー	提案者の責があつて不履行の場合、工事成績評定から2点減点とする。

参加者提出例	最小提案値 2288(w) 最大提案値 4187.5(w) その他の提案値 3173(w) 3419(w) 3612.8(w)
採点例	2288 w → 2 点 3173 w → 1.1 点 3419 w → 0.8 点 3612.8 w → 0.6 点 4187.5 w → 0 点

(標準型・電気設備工事の評価項目設定事例)

高圧受変電設備盤の設置面積の低減に関する提案

項目設定の趣旨	本工事は、高圧受変電設備の別室への更新工事で、既存のスペースを高圧受変電設備室にするために面積に制限あり、メンテナンスを考慮した配置の提案を求める。
提案を求める内容	高圧受変電設備盤設置面積の提言
標準案	設計図で示された範囲に配置すること(標準案値の設定なし)。
加算点全体と当該点数	加算点10点中2点
加算点の評価方式	設置面積の最大値を0点、最小値を2点とし中間の値を按分する。
採点基準	1. 小数点2位以下を切り捨て、小数第1位までとする。
ペナルティー	提案者の責があつて不履行の場合、工事成績評定から2点減点とする。

参加者提出例	最小提案値 29.6(m <sup>2</sup> ) 最大提案値 39.9(m <sup>2</sup> ) 提案値 33.2 33.8 34.2 34.3 35.3 37.5 38.4(m <sup>2</sup> )
採点例	29.6 m <sup>2</sup> → 2 点 33.2 m <sup>2</sup> → 1.3 点 33.8 m <sup>2</sup> → 1.2 点 34.2 m <sup>2</sup> → 1.1 点 34.3 m <sup>2</sup> → 1.1 点 35.3 m <sup>2</sup> → 0.9 点 37.5 m <sup>2</sup> → 0.5 点 38.4 m <sup>2</sup> → 0.3 点 39.9 m <sup>2</sup> → 0 点

(標準型・機械設備工事の評価項目設定事例)

災害時に機能すべき機械設備システムの平常時における点検・管理手法

項目設定の趣旨	本施設は平常時の展示学習ゾーンと災害時の防災拠点ゾーンの二つの機能を有し、稼動時間が大幅に異なる機器が混在する施設である。何時発生するか予想できない事態に対応すべく防災拠点ゾーンの機械設備システムの平常時において施工業者の立場で機器毎の点検・管理項目、点検周期、点検データの管理のあり方、ライニングコストに配慮した点検・管理手法等の提案を求める。
提案を求める内容	平常時における防災拠点ゾーンの点検・管理方法
標準案	設計図及び建築保全業務共通仕様書(平成15年版)を標準案とする。
加算点の評価方式	判定方式:優5点・良3点・可1点・不採用0点
採点基準	発災時に機能すべき機械設備システムの平常時における点検・管理手法について有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優:3項目以上 良:2項目 可:1項目 不採用:0項目
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源機の効率について、外気温度、負荷率、及び電力消費量の「メーカーデータ」と「毎時の実績データ」を比較するソフトウェアを提供することにより、機器の性能管理が可能になり、故障を未然に防止することができる。</li> <li>・搬送ポンプは、負荷流量による台数制御が計画されているが、その最適設定値は、空調機コイル、熱交換器の熱交換特性、制御弁の動作特性、配管抵抗の経年変化などにより変化する。そこで搬送ポンプの熱搬送効率を指標化し、評価するソフトウェアを提供することにより、適切な運転管理が可能になる。</li> </ul>
採点例	「有効な提案」1項目＝可(1点)

(標準型・機械設備工事の評価項目設定事例)

配管基幹技能者の採用とその位置付け、役割についての提案

項目設定の趣旨	より良い品質・性能・安全を確保するために、配管基幹技術者又はこれと同等と認められるものの採用とその位置づけ、及びその役割について提案を求める。
提案を求める内容	1)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用とその位置づけの提案 2)役割の明確化についての提案
標準案	標準仕様書1.5.2 技能士を標準とする。
加算点の評価方式	判定方式:優5点・良3点・可1点・不採用0点
採点基準	<p>優:次の(ア)(イ)のいずれかとする。                  (ア)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けが明確であり、有効と認められる役割の提案が2項目以上ある。                  (イ)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が4項目以上ある。</p> <p>良:次の(ウ)(エ)のいずれかとする。                  (ウ)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある。                  (エ)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けの提案があり、有効と認められる役割の提案が2項目以上ある。</p> <p>可:配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けの提案があり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある。</p> <p>不採用:一般的な対策、標準案と同程度の提案であるか、提案が不採用である。</p>
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。
参加者提出例	<p>1)配管基幹技能者の採用とその位置づけの提案                  ・配管基幹技能講習受講者を最優先とする。                  ・監理技術者、現場代理人、配管工事作業員、施主・設計事務所、統括安全衛生責任者との位置づけがそれぞれ提案されている。</p> <p>2)配管基幹技能者の役割についての提案                  ・作業員の適性配置、段階確認、作業員に対する適切な指導を行うことにより、配管工事の品質管理を行う。                  ・配管工事工程を遵守するため、常に進捗状況を把握し、必要な作業員を配置する。                  ・他業種との連絡、調整を行う。                  ・周囲の作業環境・安全設備を確認し、不備があれば現場担当者に申し入れるなど配管作業中の安全を確保する。</p>
採点例	配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある(ウ)＝良(3点)



(標準型・機械設備工事の評価項目設定事例)

配管、ダクト工事の施工品質に係る提案

項目設定の趣旨	本施設は1階から3階が学校部門、4階以上が寮であり、寮の部門では同一の部屋が多数あり、集合住宅等の施工方法が多く適用できることから、「配管、ダクト工事の施工品質にかかる提案」をもとめたものである。
提案を求める内容	配管、ダクト工事の施工品質に係る提案
標準案	標準仕様書、標準図、現場説明書補足事項、図面に記載されている事項。
加算点の評価方式	加算点：10点 判定方式(5段階)
採点基準	○提案の成立性、適用性に関する技術的所見 標準案に比べ、配管、ダクト工事の施工品質に係る提案としてより有効と認められる各提案について、①特に効果が期待できる提案に2ポイント、②期待できる提案に1ポイント、③一般的な提案に0ポイントを与え、合計点を5段階評価し、次の通り加算点を決定する。 7ポイント以上 → 10点 5～6ポイント → 7.5点 3～4ポイント → 5点 1～2ポイント → 2.5点 0ポイント → 0点
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を最大10点減点する。

参加者提出例	<ol style="list-style-type: none"> <li>ダクト制気口ボックス類は、工場製作品を使用し、消音性能が把握でき施工精度の向上、保温材等の廃材削減を図る。</li> <li>ステンレス鋼管(75以上)は工場加工(溶接)する。</li> <li>污水管、雑排水管に満水試験継手を各フロア毎に追加する。</li> </ol>
採点例	「効果が期待できる提案」2提案:2ポイント=加算点2.5点

(標準型・機械設備工事の評価項目設定事例)

配管の加工・接合方法における施工品質の確保

項目設定の趣旨	今回の工事は、規模、階数ともに大きく、また、建設現場についても地域の特殊な気候条件下にあり、これらの状況の中で品質の確保を期待するには、施工の合理化、確実性が必要となる。 そこで、施工品質の確保のための配管の加工・接合方法についての項目を設定した。
提案を求める内容	配管の加工・接合方法における施工環境の向上、施工性、更新性及び施工品質の確保等についての提案を求める。
標準案	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、機械設備工事監理指針、設計図書及び関連法規等によるものを標準案とする。
加算点の評価方式	標準的な提案を「可」とし、標準案に対し特別な創意工夫が考慮されていれば「優」とし、標準案に対して一般的な創意工夫がされていれば「良」とする。
採点基準	「優」を5.0点、「良」を3.0点、「可」を1.0点とし、提案の不採用は、0点とする。 (各評価項目の評価値の合計(最大15点)を10点換算し合計値を算出する。【得点×2/3】)
ペナルティー	受注者の責による不履行の場合は、請負工事成績評点から各評価項目毎に5点を差し引くものとし、最高15点の減点とする。

参加者提出例	<p><b>【配管施工に関する提案】</b> 配管材料の加工を当JVが発注する協力会社工場にて可能な限り行った後、現場に搬入して現場内での配管作業量を削減する。</p> <p><b>【加工配管を使用することによる効果】</b> 加工配管を使用した配管作業を行うことにより、施工品質の精度向上が図れると共に、工場にて加工を行うため資源の無駄を無くすことが可能となる。</p> <p><b>【具体的な作業管理方法】</b> アイソメ図を作成し、工場加工を行うと共に加工管搬入時に確認を行います。配管取付時は施工図により管理を行い検証する。</p>
採点例	評価は「良」=評価点「5点」⇒加算点「3.3点」(5点×2/3)

(標準型・機械設備工事の評価項目設定事例)

給水引込管の盛替において、使用者に極力支障を与えないための断水に関する提案

項目設定の趣旨	各種設備配管に免震処置を施すにあたり、断水等により設備機能を一時的に停止せざるを得ない工事であり、庁舎使用者に極力影響を与えないような緻密な施工計画が必要である。
提案を求める内容	断水計画(給水引込管の盛替において、使用者に極力支障を与えないための断水に係わる施工計画への取組み)について評価する。
標準案	設計図、仕様書等による。土日に庁舎の給水を遮断して切り替え工事を行う。現状の確認、完成図書の確認、改修箇所の確認等から、的確な施工計画をおこない、施工品質を確保する。
加算点の評価方式	判定方式：優3点・良1.5点・可0点
採点基準	優：施工方法や施工時間帯等の取組が、2項目以上の提案 良：施工方法や施工時間帯等の取組が、1項目の提案 可：標準案の提案
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を3点減点する。

参加者提出例	○切替作業は休日夜間作業で行います。
採点例	提案数1項目 → 良(1.5点)

(標準型・機械設備工事の評価項目設定事例)

高圧蒸気(0.8MPa)管の接続部の施工品質確保

項目設定の趣旨	機械設備の基幹となる、重要な機器・配管が高度な品質管理の基、完成後良好に機能できるようにする必要がある。
提案を求める内容	品質管理(高圧蒸気(0.8MPa)管の接続部の施工品質を確保するための取組み)について評価する。
標準案	設計図、仕様書等による。現状の確認、完成図書の確認、改修箇所の確認等から、的確な施工計画をおこない、施工品質を確保する。(現場溶接、溶接工N-3P)
加算点の評価方式	判定方式： 優3点・良1.5点・可0点
採点基準	優：施工方法や施工時間帯等の取組が、3項目以上の提案 良：施工方法や施工時間帯等の取組が、1項目以上の提案 可：標準案の提案
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を3点減点する。

参加者提出例	<p>1)横主管、機器周り配管のプレハブ化(全体の80%を目指す)</p> <p>2)配管種別毎の試験基準に則り、水圧試験・気密試験を実施し試験結果は写真を添付した記録表で管理する。実施状況を確実に把握する為、検査実施後、試験内容・確認者等を明記した「試験記録シール」を実施系統毎に配管に貼り品質確保を図る。</p> <p>3)溶接配管の検査方法は原則として目視による確認とし、係員との協議により指示がある場合に指示箇所の非破壊検査を行う。</p>
採点例	<p>3提案中、2提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は2項目＝良(1.5点)</p>

(標準型・機械設備工事の評価項目設定事例)

電算用空調機の移設における電算室の温湿度の確保

項目設定の趣旨	電算用空調機の移設において、電算室の温湿度を確保するための提案の技術的所見を求めるものである。
提案を求める内容	電算用空調機の移設において、電算室の温湿度を確保するための提案の技術的所見について評価する。
標準案	設計図、仕様書等による。1台ずつ順次移設を行う。現状の確認、完成図書の確認、改修箇所の確認等から、的確な施工計画をおこない、施工品質を確保する。
加算点の評価方式	判定方式： 優3点・良1.5点・可0点
採点基準	優：施工方法や施工時間帯等の取組が、2項目以上の提案 良：施工方法や施工時間帯等の取組が、1項目の提案 可：標準案の提案
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を3点減点する。

参加者提出例	<p>1) 既存冷媒管接続部と機器接続部以外の事前工事を先行完了させておくことにより、PACの停止時間の短縮を図る。</p> <p>2) 施工時期は外部負荷が少なく、かつPAC自体の外気条件による能力UPも期待できる中間期に切り替えを実施します。又、中間期においては共用部空調(OA供給系統)の有効活用可能となる。</p> <p>3) 施工時間帯は電算機稼働率が小さく外部負荷も少ない休日の夜間工事で切り替えを実施する。</p> <p>4) バックアップ熱源の補助対策として電算室に供給されている共用空調(OA供給)系統を有効活用し、電算室に対する給気量のUPと吹出温度の変更を計画する。</p>
採点例	<p>4提案中、2提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は2項目＝良(1.5点)</p>

(標準型・機械設備工事の評価項目設定事例)

現場内における建設副産物の3R

項目設定の趣旨	地球環境保護、環境負荷低減の観点から、建設副産物対策の提案の技術的所見を求めるものである。
提案を求める内容	建設副産物の「現場発生抑制」、「発生材の再利用」、「発生材の再資源化」について、多様な取り組みを促すため、具体的で現実的な提案の技術的所見について評価する。 (ただし、発注者に引き渡す発生材は含まない。)
標準案	推進要項や管理マニュアル等による建設副産物の3Rへの取り組み。 (現場発生材の配管類、廃コンクリート)
加算点の評価方式	判定方式： 優2点・良1点・可0点
採点基準	優：8項目以上の提案 良：6項目以上の提案 可：5項目以下の提案
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を2点減点する。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管等の工場製作加工の多用により、端材等の有効活用を図る。</li> <li>※長寿命化をはかるため、以下の事項について考慮すること</li> <li>・管材の選定は、使用目的、使用場所等に応じた選定理由を明確にする。</li> <li>・エコ材料の採用検討を行う。</li> </ul>
採点例	<p>3提案中、1提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は1項目＝可(0点)</p>

(簡易型の評価項目設定事例)

1) 評価項目	「施工計画等に関する事項」 (イ) 施工計画について。 (ロ) 企業の施工能力について。 (ハ) 企業の社会貢献、地域貢献について。
2) 提案の評価・配点	本工事における「施工計画等に関する事項」として、その提案の効果、実行性について技術的に判断し、提案の評価に応じて、10点から0点(0.5点刻み)で加算点を与えるものとする。 (イ):(ロ):(ハ) = 8 : 1.5 : 0.5
3) ペナルティー	提案内容が履行されない場合には、その程度により、工事成績評点を最大8点減点する。また、契約違反として取り扱う場合がある。

評価事例

	評価内容		得点	評価点					
				A社	B社	C社	D社	E社	
施工の 確実性	(イ) 施工計画	① 工程管理	工程管理が適切であり、特に工夫が見られる	2	0	0	0	0	0
			工程管理が適切であり、工夫が見られる	1					
			工程管理が適切	0					
		② 品質管理	品質管理の方法が適切であり、特に工夫が見られる	2					
			品質管理の方法が適切であり、工夫が見られる	1	1	1	2	0	1
			品質管理の方法が適切である	0					
			③ 安全管理	安全管理の方法が適切であり、特に工夫が見られる	2				
			安全管理の方法が適切であり、工夫が見られる	1	0	0	1	0	1
			安全管理の方法が適切である	0					
			④ 施工管理	施工管理の方法が適切であり、特に工夫が見られる	2				
			施工管理の方法が適切であり、工夫が見られる	1	0	1	2	0	1
			施工管理の方法が適切である	0					
			評価点小計(満点 8点)				1	2	5
	(ロ) 企業の 施工能力	・平成〇～〇年度における工事成績評 定点の平均値	75点以上	1	1	1	1	0	0
65点以上75点未満			0.5						
65点未満			0						
評価点小計(満点 1点)				1	1	1	0	0	
表彰		優良工事表彰	平成〇～〇年度まで左 記表彰が1回以上	0.5	0.5	0.5	0.5	0	0
評価点小計(満点 0.5点)				0.5	0.5	0.5	0	0	
(ハ) 企業の 社会貢献・地 域貢献	災害活動に対する行政機関からの感 謝状	平成〇～〇年度まで左 記表彰が1回以上	0.5	0	0	0	0	0	
	地域のボランティア活動に対する行政 機関からの感謝状								
評価点小計(満点 0.5点)				0	0	0	0	0	
合計点(10点満点)					2.5	3.5	6.5	0.0	3.0

(簡易型の評価項目設定事例)

1) 評価項目	1. 簡易な施工計画 (a)工程管理の適切性 2. 企業の技術力 (a)同種工事の実績 (b)工事成績 3. 配置予定技術者の評価 (a)配置予定技術者の同種工事の経験 4. 企業の技術力 (a)優良工事表彰 (b)安全管理優良請負表彰 5. 配置予定技術者の能力 (a)優良工事技術者表彰
2) 提案の評価・配点	(下記参照)
3) ペナルティー	事前に提出し適正とされた施工計画に基づく施工が行われない場合は工事成績評定点から5点減点する。なお、当初想定していた条件以外の事象が生じ、事前に提出し適正とされた施工計画に基づく施工ができなくなった場合の取扱いについては、協議して決定する。

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	最高配点	配点
簡易な施工計画	品質管理	管理体制や管理基準等の適切性と管理上の工夫について評価(簡単な施工計画を、A4用紙2枚まで提出)	課題への対応が的確に図られた、独自の工夫が見られる内容である	16点	16点
			課題を理解した対応であり、一般的な工夫が見られる		8点
			課題を理解した対応だが、工夫が見られない		0点
技術評価の評価				計	16点
企業の技術力	同種工事の実績	平成〇～〇年度の同種工事の実績の有無(国、都道府県、政令指定都市、特殊法人等)	国発注工事の実績あり	0.5点	0.5点
			都道府県、政令指定都市、特殊法人等の発注工事の実績あり		0.25点
			その他の実績		0点
	工事成績	当局の工事における平成〇～〇年度の全工種工事成績評定点の平均点	75点以上	1.5点	1.5点
65点以上75点未満			0.5点		
実績なし:			0点		
65点未満:			-1点		
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の同種工事の経験	平成〇～〇年度の同種工事の実績(国、都道府県、政令指定都市、特殊法人等)	国、公団、都道府県、政令指定都市での実績あり	0.5点	0.5点
			市町村、公益企業での実績あり		0.25点
企業の技術力	優良工事表彰	当局の工事における平成〇～〇年度の優良工事表彰の有無	局長表彰有り 事務所長表彰有り	0.5点	0.5点 0.25点
	安全管理優良請負者表彰	当局の工事における平成〇～〇年度の表彰の有無	表彰有り		0.5点
配置予定技術者の能力	優良工事技術者表彰	当局の工事における平成〇～〇年度の優良工事技術者表彰の有無	局長表彰有り 事務所長表彰有り	0.5点	0.5点 0.25点
当該工事の確実性の評価				計	4点
合計			20点満点	20点	